

集落営農の法人化に向けて



農林水産省経営局
経営政策課農業法人班

【平成18年11月22日現在版】

目 次

農業経営の法人化 ～集落営農の法人化に向けて～	1
集落営農の法人化	1
法人化のパターン	2
集落営農組織タイプ別のベスト法人化形態例	3
会社法の概要	4
有限責任事業組合契約に関する法律の概要	5
合同会社（日本版LLC）と有限責任事業組合（日本版LLP）	6
法人経営のメリット	7
法人化によって生じる義務・負担	8
厚生年金への加入	9
農事組合法人の役員が小規模企業共済に加入できるようになりました	10
小規模企業共済制度の概要	11
法人の設立手順	12
法人の設立費用	12
法人化に当たっての検討課題	13
個人や任意組織からの資産の引継ぎ	14
個人や任意組織の借入金の引継ぎ	15
補助金で導入した機械・施設等の引継ぎ	16
納税猶予制度との関係	17
農用地利用集積準備金制度の活用	18
集落営農法人化のイメージ	19
集落での話し合いによる担い手育成・農地利用集積の具体的仕組みのイメージ	20
特定農業団体・特定農業法人制度の概要	21
特定農業法人事例	22
資料編	30
農業経営の主体と農業法人（概念図）	31
農業法人の設立手続き	33
組織形態別にみた社会保障制度	36
集落営農の現状	38
集落営農の実態	37
集落営農に関する意識	40
集落営農の事例	42

農業経営の法人化

～ 集落営農の法人化に向けて～

集落営農の法人化

集落営農への取組は、地域の実情に応じて多様であり画一的ではありませんが、効率的・安定的な経営体として永続性を確保するためには、任意組織の形態から、成熟度の高い法人形態をとることが適当です。

政策的位置付け

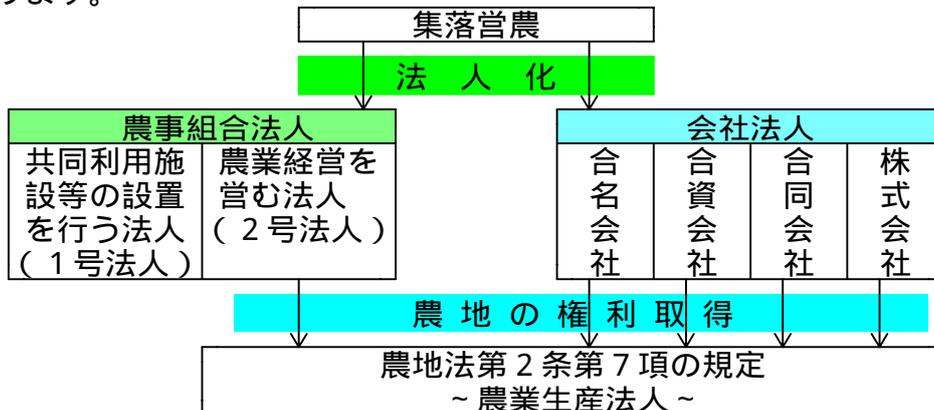
- ・「米政策改革大綱」(H14.12)
集落営農のうち一定の要件を満たすものを「集落型経営体」として、認定農業者と並ぶ担い手として位置付ける。
- ・農業経営基盤強化促進法改正(H15.9)
法人格をもたない任意組織としての集落営農組織のうち、経営主体としての実体を有する農作業受託組織について、地域における農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用規程に「特定農業団体」として位置付ける。
- ・新たな食料・農業・農村基本計画(H17.3)
集落営農のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける。
- ・担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(H18.6)
特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織(一定の要件を満たすものに限り、法人を除く。)であって、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものを、「対象農業者」として位置付ける。

成熟度

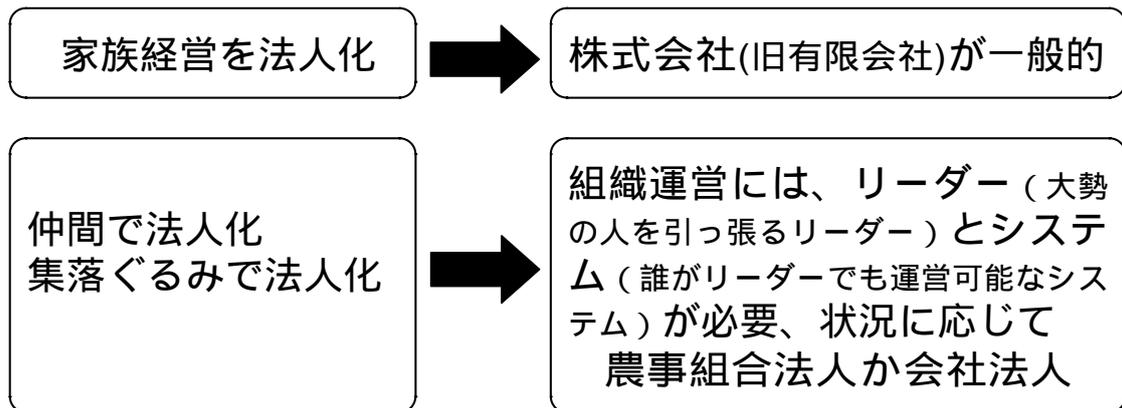


法人形態

集落営農が法人化する場合、「農事組合法人」と「会社法人」の2つのタイプがあります。法人化した集落営農が農地の権利を取得するには、「農業生産法人」になる必要があります。



法人形態の選択



農事組合法人

農業の協業による共同利益の増進を目的とする組織。このため、構成員の公平性が重視されており、議決権が1人1票制、常時従事者の外部雇用に制限がある、1人の者の出資が100分の50以下に抑えられ、構成員が3人以上必要

（農事組合法人を選択する場合のポイント）

- ・ 構成員の規模等が等質的
- ・ 利害関係が相反する可能性が低い
- ・ 意思決定の機動性が不要ない
- ・ 農作業や施設の共同化に活用
- ・ 構成員数に上限がない

法人化のパターン

集落営農の法人化では、大きく2つのパターンが考えられる。

パターン

特定のオペレーター集団が法人化

集落内の一部のオペレーター集団（担い手集団）が法人を設立し、構成員として営農することになるが、集落を基盤とした営農である限り、集落の合意形成が不可欠。そのため、集落の合意形成の場として従来からある任意組織を存続させる事例が多い。

パターン

農地の出し手、受け手含め集落全体が法人化

農地の出し手と受け手両方が法人の構成員となり、法人の総会などが集落の合意形成の場となる。農地の出し手に法人経営における地代水準等について理解をしてもらうことが重要である。

集落営農組織タイプ別のベスト法人化形態例

【法人形態別の特徴・制限と集落営農組織の運営を基にした望ましい法人形態】

項目	農事組合法人	会社法人 (株式会社)
特徴	議決権（1人1票制） 集落営農の議決方法と同様の運営方法であるため、集落一農場型で採用しやすい。	株式会社（1株1票制） 均当出資による議決権の均等に配慮するなどにより集落営農と同様の運営が可能である。
労働報酬・所得申告	剰余金処分：従事分量配当可能 組合員への従事分量配当は、税務上、組合員の「農業所得」として申告。組合員の多くが兼業農家の場合に効果的である。	法人からの給与は、兼業農家の場合、「従たる給与」として確定申告が必要。勤務先からは、アルバイトと見なされる可能性があるため、あらかじめ理解を得ておくことが必要。
組合員の労災保険	従事分量配当は税務上、農業所得であり、組合員は「労働者」でないことから、労災保険への加入は強制ではないが、任意での特別加入が認められている。	給与支払いの実態があり、「労働者」の判断ができれば、労災保険への加入が可能。
想定される集落営農タイプ	集落一農場型	担い手（オペレーター）委託型

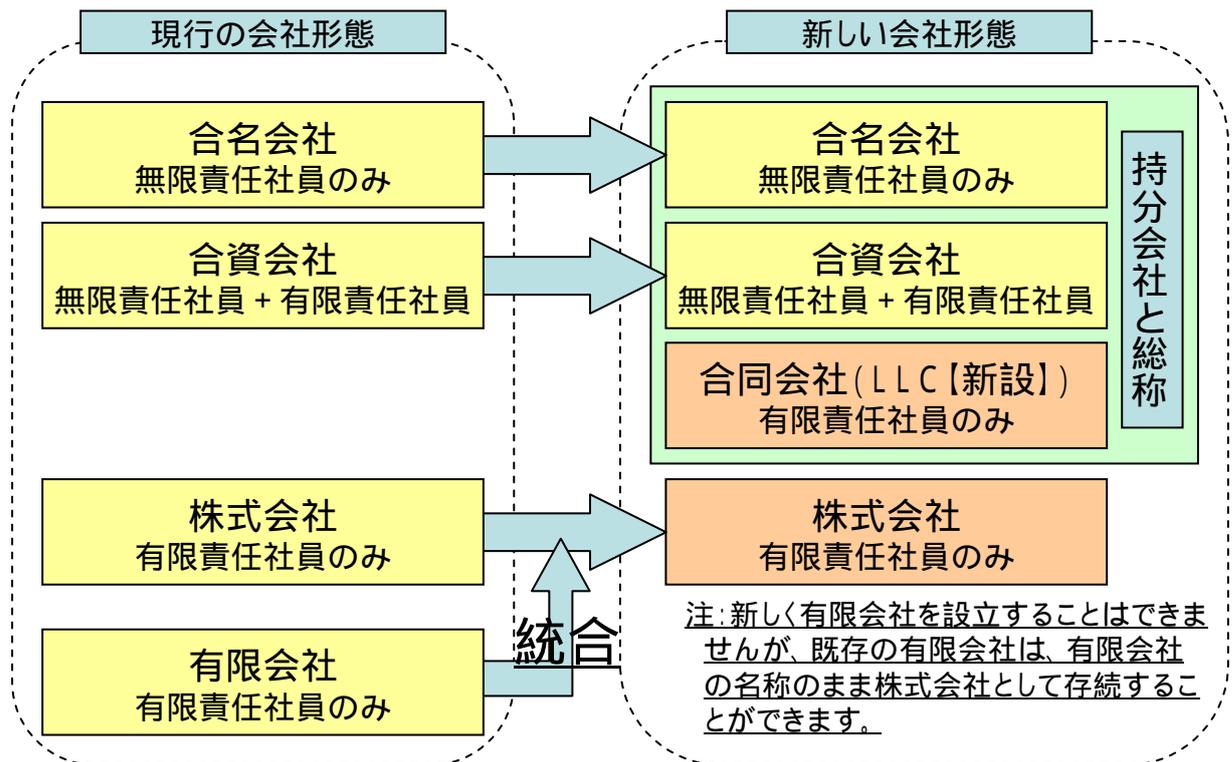
【農事組合法人と株式会社の比較】

	農事組合法人	株式会社
目的	共同の利益増進	商行為その他の営利行為
出資	一口均一（金額制限なし）	原則、一株均一（金額制限なし）
資本金	特に定めなし	特に定めなし
構成員	農民等3人以上	1人以上
議決権	1人1票	1株1票
役員	理事1人以上（組合員のみ）	取締役1人以上
配当	利用分量・従事分量・出資分量の3種類	原則、株数に比例

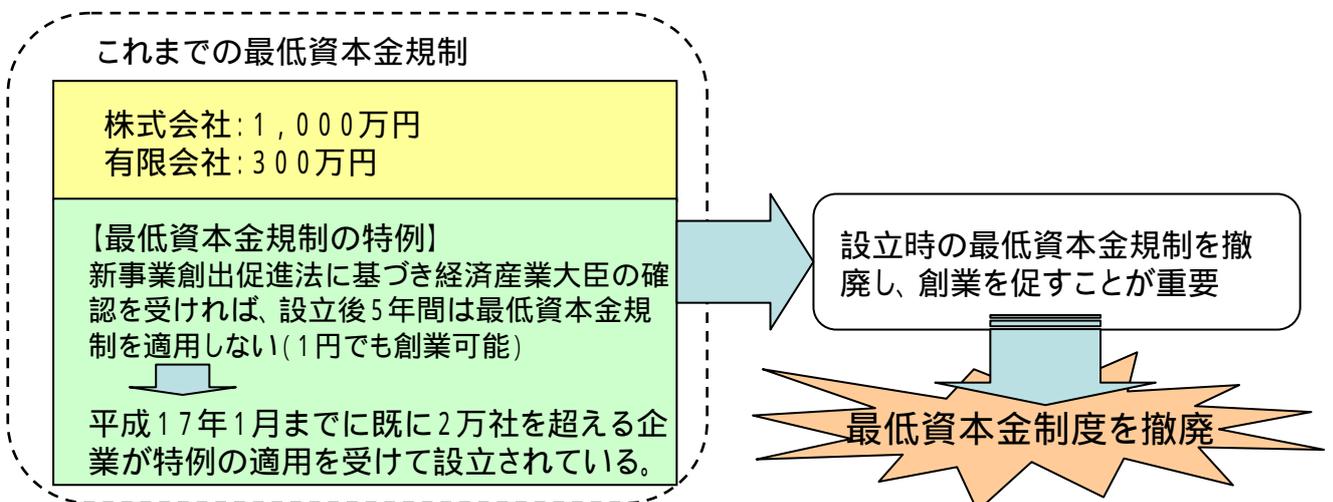
会社法の概要

会社法は、平成17年7月26日に公布され、平成18年5月1日に施行されました。
会社法の制定により、
株式会社と有限会社を一つの会社類型に統合
有限責任社員のみで構成される新たな会社類型(合同会社)の創設
最低資本金制度の撤廃
等、従来の会社法制が大幅に見直されました。

会社法制定に伴う会社形態の見直し



最低資本金制度の撤廃

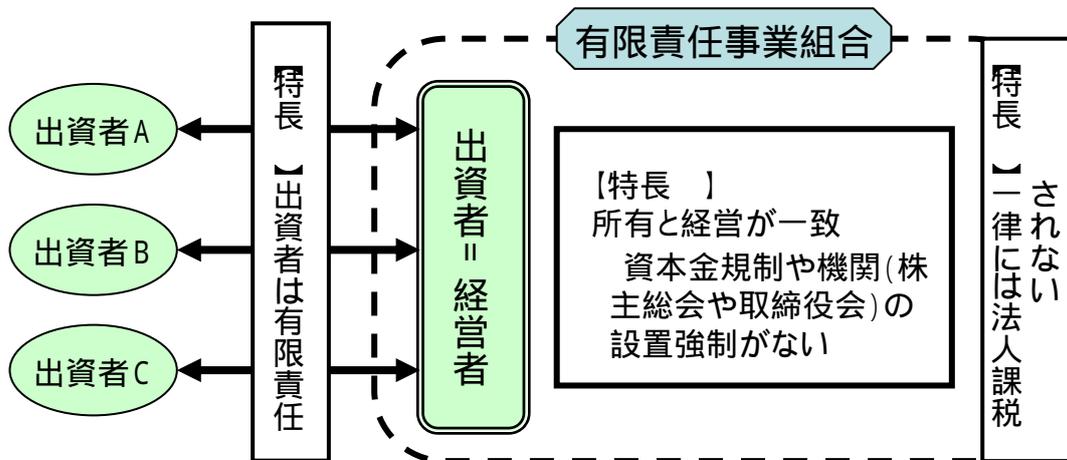


有限責任事業組合契約に関する法律の概要

有限責任事業組合契約に関する法律が、平成17年5月6日に公布され、同年8月1日から施行されました。

この法律では、民法組合の特例として、組合員の責任を有限責任とする組合の設立を認める一方、組合員を有限責任とすることの見返りとして、債権者を保護するための規定(有限責任事業組合契約の登記制度、財務データの債権者への開示義務、組合財産の分配規制等)が整備されています。また、有限責任制の濫用を防ぐため、業務執行の決定は、原則、出資者全員の同意によるほか、業務の執行は出資者全員が行い、その一部の委任のみを認めることとされています。

有限責任事業組合(日本版LLP)のイメージ



* 合同会社(日本版LLC)・有限責任事業組合(日本版LLP)と現行会社組織との関係

		出資者間の内部関係		
		物的組織	人的組織	
出資者の会社債権者との関係	全構成員有限責任	株式会社	合同会社 (有限責任会社)	有限責任事業組合
	無限責任	最低1人以上の無限責任構成員	合資会社	投資事業有限責任組合 (一部有限責任の手当て)
		全構成員無限責任	合名会社	民法上の任意組合
		会社法	組合制度	

合同会社(日本版LLC)と有限責任事業組合(日本版LLP)

海外では、創業の促進、共同事業の振興などを目的として、LLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー:有限責任会社)やLLP(リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ:有限責任組合)という新しい事業体制度を整備。

LLC(米国)
IBM、インテル等の共同研究、投資会社、映画製作会社が活用

研究開発 投資 映画製作

LLP(英国)
会計事務所、デザイン事務所、ソフト会社等が活用

会計事務 デザイン ソフト製作

3つの特徴

- 有限責任制: 出資者が出資額までしか責任を負わない。
- 内部自治原則: 損益・権限配分が出資金額の比率に拘束されない。
: 監査役会のような監視機関の設置が強制されない。
- 構成員課税: 事業体に課税されず、出資者に直接課税される。

日本にはこのような特徴を備えた事業体が存在しなかった。

日本でも、人材集約型共同事業、事業再編、共同研究開発・産学連携の促進の観点から、同様の事業体整備の要請あり。

そこで、組合の良さと株式会社の良さを併せ持つ組織体として、合同会社と有限責任事業組合という事業体を新設。

	合同会社 (日本版LLC)	有限責任事業組合 (日本版LLP)
位置付け	株式会社と並ぶ会社の一類型	民法組合の特例
有限責任制	(有限責任)	(有限責任)
内部自治原則	(損益・権限配分は自由) (経営者に対する監視機関設置不要)	(損益・権限配分は自由) (経営者に対する監視機関設置不要)
構成員課税	×(法人課税の予定)	(一律には法人課税されない)
法人格の有無	(有)	×(無)

共に共同事業を実施するための新しい組織形態であるが、設立する際、以下のような使い分けが生じることが考えられる。

合同会社

法人としての信用を重視する場合
安定的な収益の事業の場合

有限責任事業組合

出資者の信用を重視する場合
ハイリスクハイリターン of 事業の場合

法人経営のメリット

経営上のメリット

経営管理能力の向上

- ・経営責任に対する自覚を促し、経営者としての意識改革を促進
- ・家計と経営が分離され、経営管理が徹底（ドンブリ勘定からの脱却）

対外信用力の向上

- ・財務諸表の作成の義務化により、金融機関や取引先からの信用が増大

経営発展の可能性の拡大

・幅広い人材（従業員）の確保により、経営の多角化など事業展開の可能性が拡大
農業従事者の福利厚生面の充実

- ・社会保険、労働保険の適用による従事者の福利厚生の充実
- ・労働時間等の就業規則の整備、給与制の実施等による就業条件の明確化

経営継承の円滑化

- ・農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが可能

【集落営農型法人の経営上のメリット】

農地の利用集積が可能となり、人的、機械的な作業効率向上

経営の一本化で機械・施設償却費を大幅削減

米の個別仕分けが不要となり、乾燥・調製・保管等の作業効率向上

農地の利用計画が柔軟となり、収益性を追求した農地利用が可能

水系ごとの団地化された水管理が可能

余剰労働力の展開により経営の多角化が可能

個々の経営を踏まえた経営分化が可能

集落の様々な人材を活用しその適性や労力に応じた役割や作業の分担が可能

地域農業としてのメリット

新規就農の受け皿

- ・農業法人に就農することにより、初期負担なく経営能力、農業技術を習得

制度面でのメリット

税 制

- ・役員報酬を給与所得とすることが可能

（役員報酬は法人税において損金算入が可能。また、所得税において役員が受け取った報酬は給与所得控除の対象となる。）

- ・欠損金の7年間繰越控除（個人は3年間）

融資限度額の拡大

- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付限度額：個人 1.5 億円、法人 5 億円（従業員数、売上額に応じて10億円の特例）

【特定農業法人のメリット】

特定農業法人になれば農用地利用集積準備金が利用可能

法人化によって生じる義務・負担

法人化は有利な面がある反面、一方では事務処理の繁雑さや金銭面での負担が増加することになります。これらは法人としての当然の義務や負担として発生するものです。

税負担の増加

所得の少ない経営では税負担が増大します。法人経営では利益がない場合であっても最低限地方税（県民税（均等割）2万円、市町村民税（均等割）4～6万円）が負担となります。

事務処理の増加

複式簿記での記帳義務（財務管理の複雑化）により会計処理、法人税申請書作成等に労力を要します。

会計事務や税務申告を専門家等に依頼する場合には経費負担が増加します。

社会保険等の事業者負担

社会保険の加入に当たっては経費の負担が必要となります。また、就業条件を活かすには計画的な労務管理等が必要です。

その他

廃止（解散）する場合には、手続きが必要となります。

- ・解散に当たっては、法人の財産は全てを清算することが必要です。
- ・解散から清算完了までは、約2ヶ月の期間が必要です。

【社会保険制度の概要】

		個人 又は任意組合	農事組合法人		株式会社
			従事、利用分量の配当	確定資金の支給	
医療 保険	事業主 従業員	国民健康保険 (強制適用)		健康保険 (強制適用)	
年金 保険	事業主 従業員	国民年金 (強制適用) ----- 農業者年金 (任意)		厚生年金 (強制適用)	
労災 保険	事業主	特別加入 (任意)			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	従業員1人以上 (強制適用)		
雇用 保険	事業主	適用なし			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	従業員1人以上 (強制適用)		
退職金制度		小規模企業共済、中小企業退職金共済			

(注) 適用に際しては個別運用を確認のこと

厚生年金への加入

法人化には「個人が一戸一法人」「集落営農組織(任意組織)が法人化」「数戸で法人化」とさまざまなパターンがありますが、法人の従業員は厚生年金に必ず入る必要があります。

この場合、「法人とはどのような組織を指すのか」「従業員とは誰のことを指すのか」「国民年金や農業者年金との関係はどうなるのか」といった点について、注意が必要です。

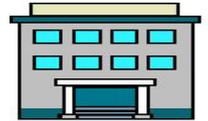
法人の従業員となったら厚生年金に必ず入らなくてはなりません

法人とは？

法人登記した組織のことです。

集落営農は？

法人登記していない集落営農は法人ではありません。



厚生年金に入る必要はありません。

従業員とは？

ここで言う従業員とは、

広い意味で「給料をもらっている」人のことです。

社長でも、給料(役員報酬)をもらっているので、従業員です



ただし

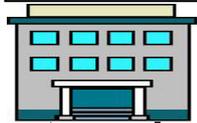
給料制でない農事組合法人(従事分量配当)

パート(労働時間・日数が通常労働者の3/4以下)

引き続き、国民年金 + 農業者年金でOK

厚生年金加入とは？

社会保険事務所



加入届出

厚生年金加入

(株)



法人が社会保険事務所に加入届出をすることで、厚生年金に加入します。

その上で、農業者年金に入っていた方は農業者年金基金に脱退届を出すことで、初めて農業者年金から脱退することになります。

法人化したことで、これらの手続きが自動的に行われるわけではありません。

農業者年金基金

農業者年金基金への脱退届



農事組合法人の役員が小規模企業共済に加入できるようになりました。

平成17年4月1日から、『小規模企業共済制度』について、**「農業の経営」を行う農事組合法人**(農業協同組合法第72条の8第1項第2号。いわゆる「2号法人」)であって**従業員数が20人以下**であるものの**役員**が加入の対象に追加されました。

本制度は、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)に基づき、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員が事業の廃止等に備えて生活の安定や事業の再建を図るための資金を予め準備することを目的とした共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」といえるものです。

これまで、個人事業主である農業者のほか、有限会社、株式会社等の役員は、加入が認められていましたが、農業法人の福利厚生の実現を図り、農業経営の法人化を推進する観点から、この度、農事組合法人の役員についても加入の対象となりました。

農事組合法人の役員の方、これを機会に「経営者の退職金制度」として、本制度の活用をご検討ください。

加入手続きの窓口は、商工会、商工会議所、青色申告会、銀行、信用金庫、信用組合、農協などです。加入に当たっては、最寄りの窓口を予めご確認の上、ご手続きください。

小規模企業共済制度の概要は、下記のページをご覧ください。

小規模企業共済制度の概要

1. 趣旨

- 小規模企業共済法に基づき昭和40年に発足
- 小規模企業者の廃業等の事態に備えるための共済制度
- 小規模企業者の拠出した掛金を基に、(独)中小企業基盤整備機構が運営
- 在籍者数128万人(うち農業者0.4万人)<H16.3末>

2. 加入資格

- 常時使用する従業員等が20人(商業・サービス業は5人)以下の
 - ・ 個人事業者
 - ・ 会社、企業組合、協業組合の役員

【加入対象者の追加】

- 常時使用する従業員の数が20人以下の農業の経営を行う農事組合法人の役員

3. 掛金

- 月額 1,000円～70,000円(500円きざみで自由に選択)

4. 共済金等

- 加入後6ヶ月以降に受領が可能
- 共済金等を受領できる事由
 - ・ 個人事業の廃止、会社等の解散
 - ・ 役員・従業員の疾病、負傷又は死亡、老齢給付(65才以上で納付期間15年以上)
 - ・ 任意退職、配偶者又は子に事業の全部を譲渡
 - ・ 任意解約 など

5. 税制上の取扱い

- 【掛金】 全額所得控除扱い
- 【共済金】 退職所得扱い(任意解約等は一時所得扱い)、分割共済金は公的年金等の雑所得扱い

6. その他

- 【分割支給】 共済金については、「一括支給」、「分割支給」、「一括支給 / 分割支給併用」が可能(一定の要件が必要)
- 【貸付制度】 加入者は、納付額の範囲内で事業資金の貸付を受けることが可能

法人の設立手順

(注) 株式会社の発起設立の場合

事前準備	(発起人) ・ 基本的事項(組織形態、資本金、事業内容、資産の引継等)の決定 ・ 法務局で同一本店所在地に同一の商号の会社があるかどうか調査
定款の作成	・ 目的、商号、本店所在地、出資財産の価額の最低額、発起人の氏名又は名称及び住所(原始定款の絶対的記載事項)等を規定 株式会社の農業生産法人の場合は、株式の譲渡制限の定めが必要
定款の認証	・ 公証人による定款の認証 <u>農事組合法人、持分会社は定款認証は不要</u>
出資の履行	・ 発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、当該設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払込み、又は金銭以外の財産の全部を給付
設立時役員等の選任	・ 発起人は、出資の履行完了後遅滞なく、設立時取締役を選任 ・ 監査役設置会社等の場合、監査役等を選任 ・ 設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定 農事組合法人は発起人が理事を選任したときは、その事務を理事に引き継ぐ
設立時取締役の調査	・ 設立時取締役は、出資の履行の完了や設立手続の法令又は定款への違反の有無等を調査
設立時代表取締役の選定	・ 取締役会設置会社は、設立時代表取締役を選定(設立時取締役の過半数の決定)
設立登記	・ 設立登記は、設立時取締役の調査終了日又は発起人が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に行う 農事組合法人は発起人が役員を選任した日や出資の払込日から二週間以内
知事への届出	<u>農事組合法人のみ必要(成立から2週間以内)</u>
諸官庁への届出	税務署、都道府県税事務所、市町村役場(税務・国民年金) 労働基準監督署(雇用保険、労災保険) 社会保険事務所(健康保険、厚生年金)など

法人の設立費用

設立費用の目安として30万円～40万円程度(農事組合法人の場合20万円程度)が必要

定款	定款の認証代	5万円(農事組合法人は不要)
登記申請	定款に添付する印紙税	4万円(農事組合法人は不要、また、電子公証制度を利用した場合は不要)
	登録免許税	資本金の7/1000(15万円未満は15万円。なお、農事組合法人は非課税)
銀行手数料	出資金払込金保管証明書発行手数料	払込金の2.5/1000(発起設立の場合は残高証明書等任意の方法で可)
登記簿謄本	取得手数料2通	2000円
印鑑証明書	4～5通	約1000円
	小計	約25万円
その他	印鑑代(代表者印、会社印) 司法書士等代理手数料	5～6万円 約15万円(地域によって異なる)

法人化に当たっての検討課題

集落営農を法人化し農業経営を行う場合、例えば、農業生産法人としての要件の検討、農事組合法人を選択した場合の労災保険の関係など、いくつかの課題をどのようにクリアしていくかを集落内で十分に話し合う必要があります。

【主要な検討項目】

代表者の選定

法人の構成員を引っ張るリーダーシップ、合意形成力、実践的行動力、法人の経営者としての資質等が求められます。

業務分担のルールの検討

集落には多様な人材がいるはずですが、構成員の特徴をとらえて業務分担を決める必要があります。例えば、農業で生計が立てられるよう、基幹作業を担い手に集中する一方で、畦畔管理を地権者に担ってもらうことも大切です。また、営業部門を置き、マーケティングを強化して収益性を重視すべきです。

利益配分のルールの検討

従事分量配当、利用分量配当、出資配当を、どう組み合わせ、どれを優先させるかは、法人の実情に応じて定款で定めることとなりますが、一般的には従事分量配当と出資配当が利用されます。

出資のルールの検討

利益配分のしやすさから農地提供面積に比例した面積割に均等割を加味する方法が多いようですが、面積比例とせず、構成員の均等割りに、経営責任者層による応分の上乘せやJA等からの出資を求めることも考えられます。

中心的な農業従事者の確保

代表者や役員が中心となる場合が一般的ですが、地域内で大規模な農業経営を営む者がいる場合には、その者を担い手として中核的な存在とするなどの対応が必要です。

農業生産法人の要件の検討

農業生産法人の要件（法人形態要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件）を満たすための検討が必要です。

農地集積の手法の検討

機械等の共同利用によるコスト削減、農地の利用集積（作業受委託、使用賃借等）による作業効率の向上等のメリットについて、十分な理解を得ることが必要です。

農業機械・施設等の資産の整備と処分

新設する法人への農業機械・施設等の資産の整備や既存の資産の引継について検討が必要です。

大規模農業者層との調整

地域に大規模農業者等がいる場合、その経営に対する十分な配慮が必要です。できれば法人の構成員として基幹的従事者に位置付けたり、作業を委託するなどの対応が考えられます。相互に不利益にならないよう協力関係を築きましょう。

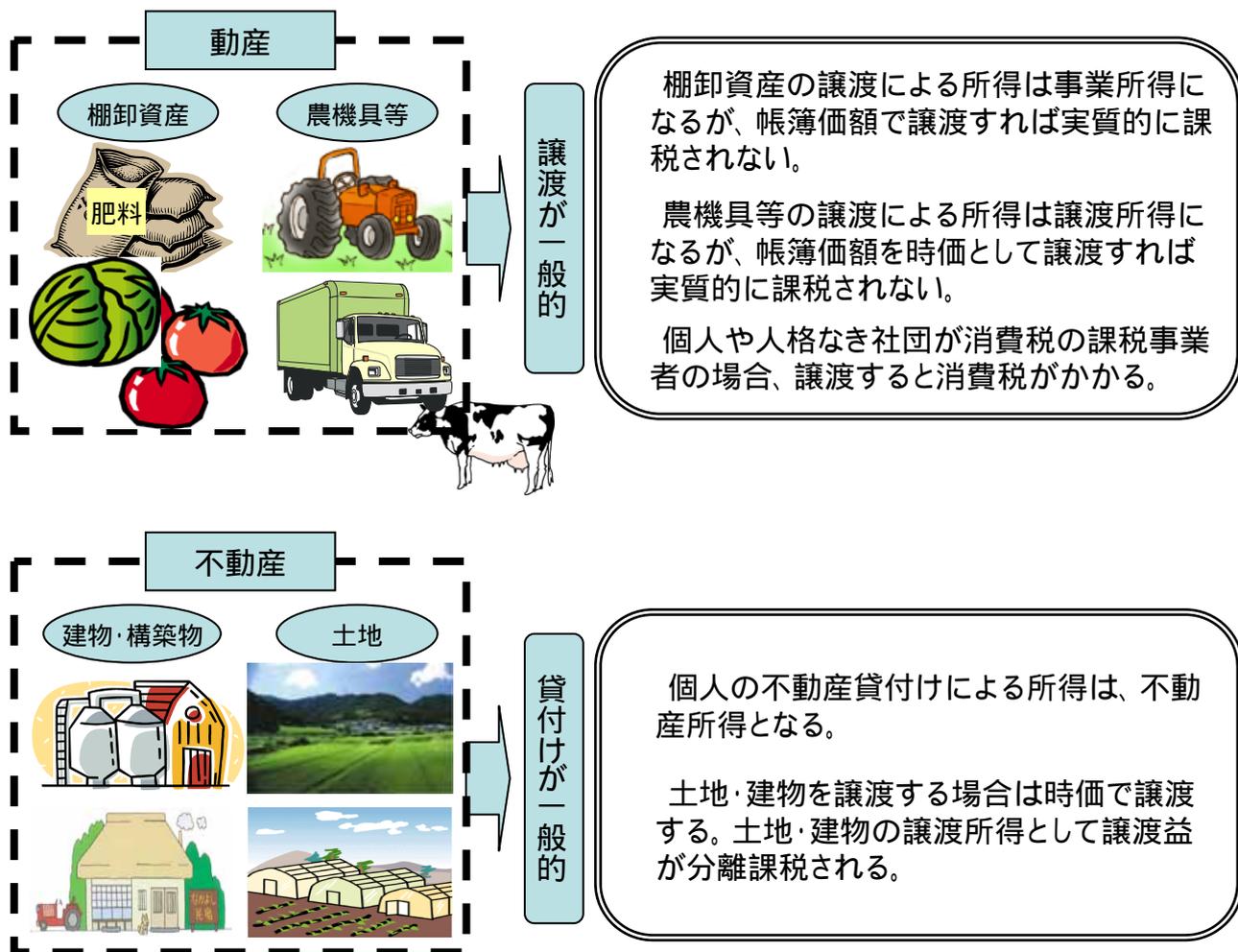
支援体制の確保

集落の合意形成から法人の設立事務、税務等の課題をクリアするため、課題に応じたノウハウ、技術的サポートを受けられるよう、地元の関係機関・団体からの支援体制を確立しておきましょう。

個人や任意組織からの資産の引継ぎ

個人や任意組織の資産には、棚卸資産のように譲渡しなければならない資産と、土地建物等のように賃貸も可能な資産とがあります。

個人や人格なき社団が消費税の課税事業者の場合、法人への資産の譲渡にも消費税がかかりますし、また、資産の譲渡で譲渡益が発生すれば譲渡所得税が課税されます。その他にも、資産の引継ぎに当たっては、税制上考慮すべき事項が多くありますので、その対応には注意が必要です。



現金預金



原則として、個人事業の現金預金は法人に引き継がない。資金は出資という形で法人に拠出し、法人は出資金(資本金)を元手に経済活動を開始することになる。

例外的に、個人から引き継いだ個人名義の借入金やリース料などの決済のため、個人名義の口座を法人で使用するときは、法人設立日の前日の残高により引き継ぐ(預金の引継ぎには、所得税、消費税とも課税されない。)。

個人や任意組織の借入金の引継ぎ

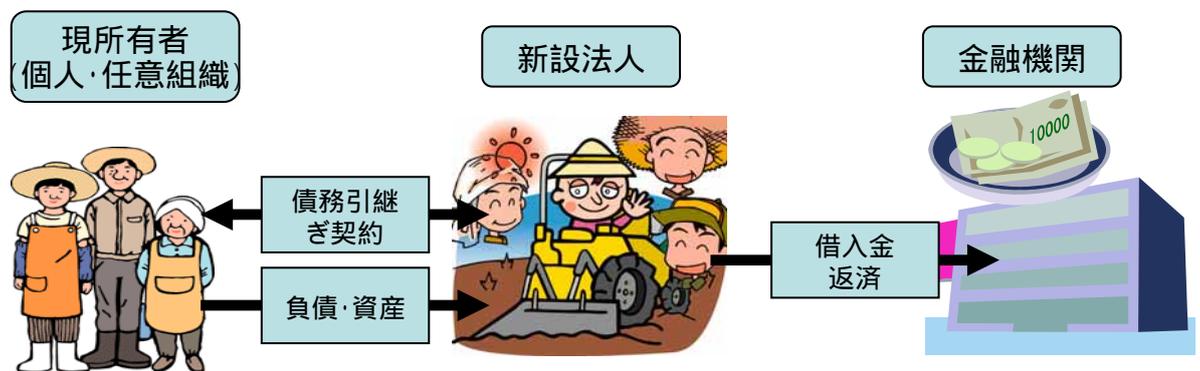
個人や任意組織で借入金によって農地(個人の場合)や機械・施設を購入し、返済が終了する前に法人化した場合、借入金の返済方法には次のような方法があります。

なお、他にもいくつかの方法が考えられるので、詳細は金融機関等と相談するとよいでしょう。

1 資産とともに負債を法人に引き継ぐ方法

融資対象となった物件を債務とともに譲渡し、負債の返済も法人が行っていく方法です。

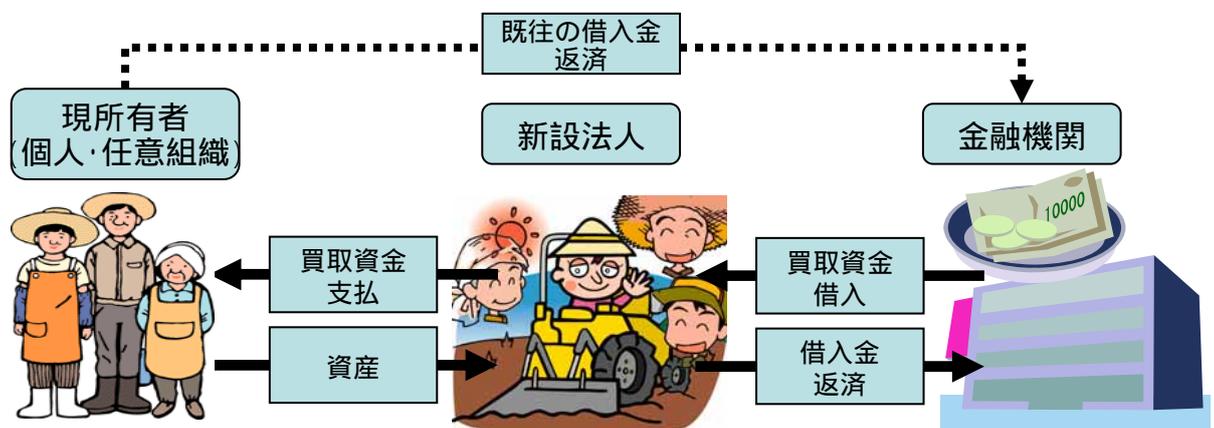
この場合、個人又は任意組織の代表者も連帯債務者(注)となるのが一般的なようですが、あとで揉めることのないように、連帯債務者となることがどういうことか十分納得していただいた上で契約する必要があります。



(注)連帯債務とは？
 連帯債務とは、債権者が同じ債務を数人の債務者が負担する場合に、どの債務者に対してもその弁済を請求することができる債務をいいます。
 債務者の一人が弁済することにより債務は消滅し、弁済した債務者は他の連帯債務者に負担部分の償還を求めることができます。

2 法人が資産を買い取る方法

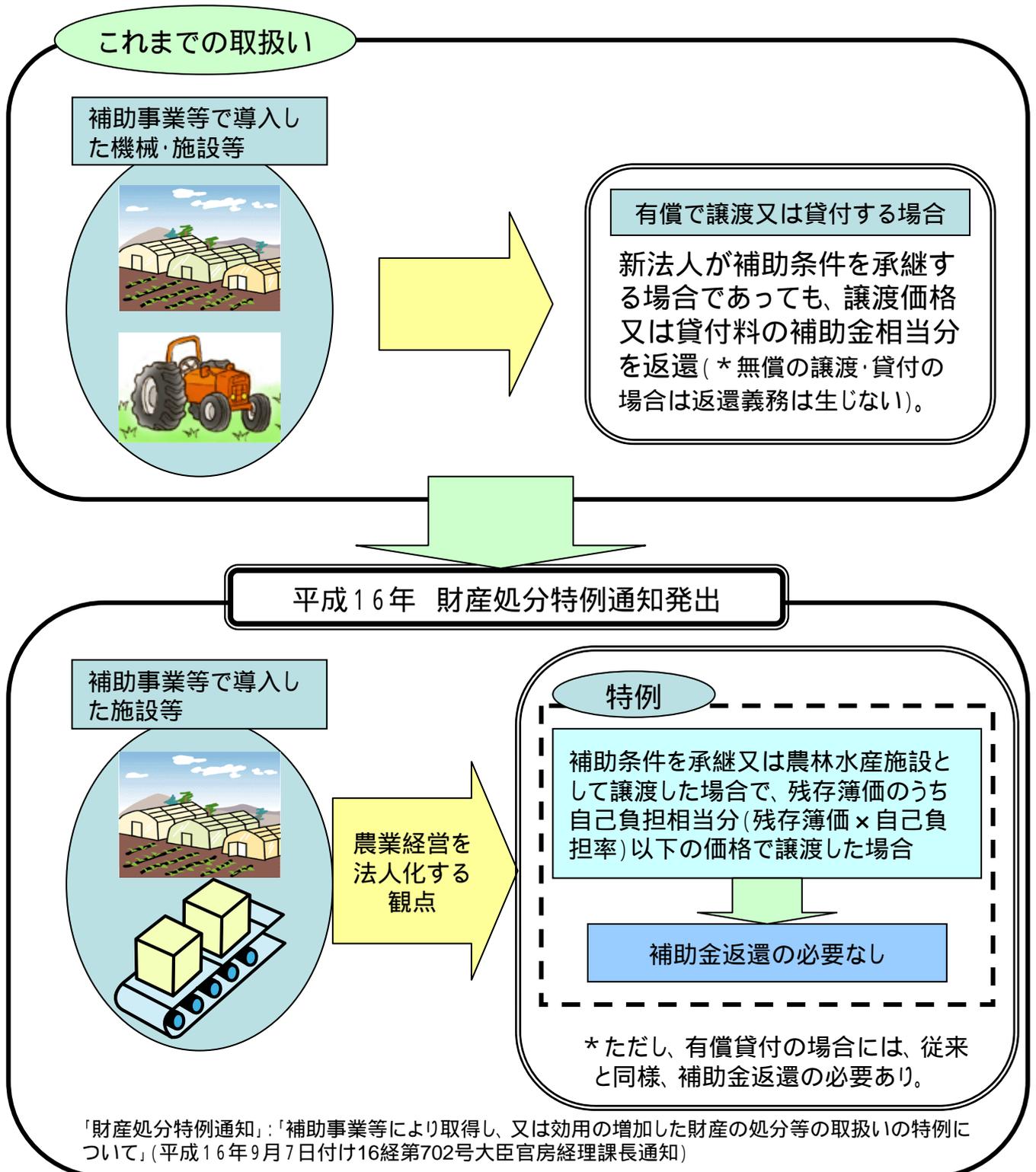
資産の買取り資金を新設した法人の方で借りて、譲り受けた資産の代金として支払い、個人や任意組織は受け取った代金で既往の負債を返済する方法です。



補助金で導入した機械・施設等の引継ぎ

任意組織が国庫補助により取得した機械・施設等の資産を、設立した法人が引き継ぐ場合、国の承認を得た上で、譲渡又は貸付けをすることになります。

この場合、譲渡又は貸付けによって、補助を受けた組織が過大な利益を得ることのないよう、一定の場合に補助金を返還させる措置がとられています。

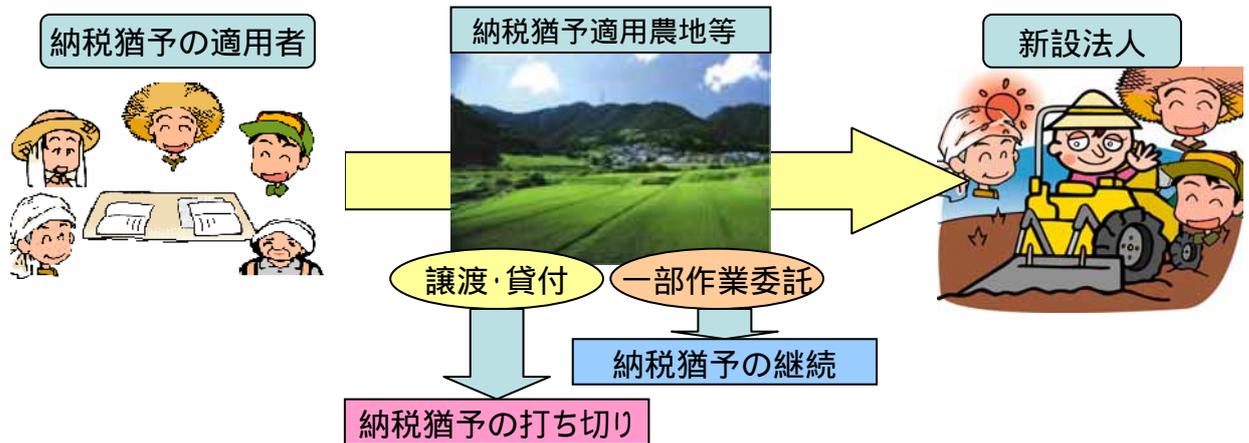


相続税・贈与税の納税猶予制度との関係

集落営農の法人化に当たり、贈与税・相続税の納税猶予の特例を受けている農地等を貸したり譲渡したりすると、原則、納税猶予が打ち切られますので、注意が必要です。

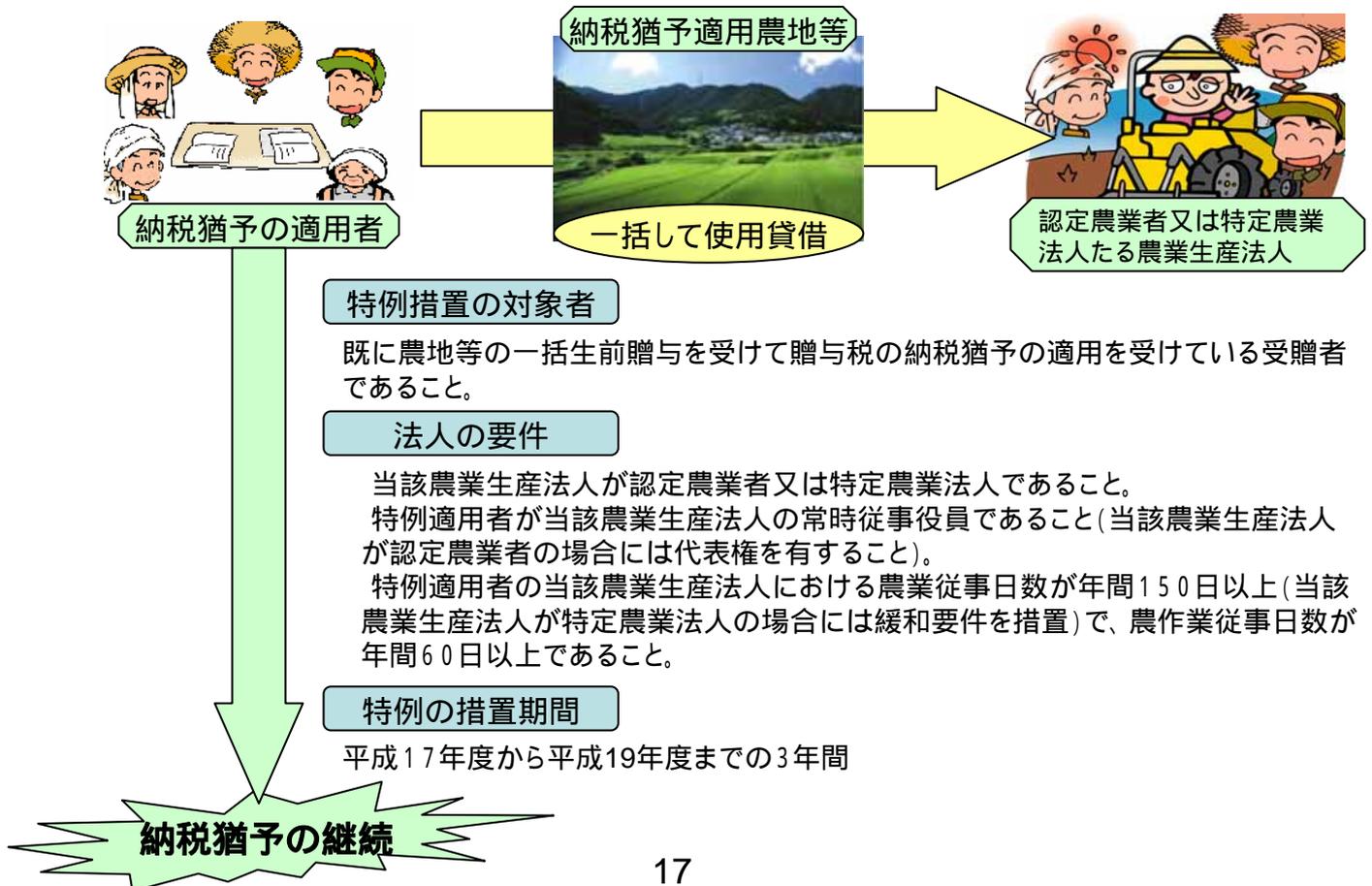
なお、平成17年度の税制改正により、贈与税納税猶予制度の法人化特例が創設されました。

納税猶予制度の原則



贈与税納税猶予制度の法人化特例

贈与税納税猶予制度適用農地等に係る法人化特例が創設され、納税猶予の適用者が、認定農業者又は特定農業法人である農業生産法人に対し、その適用農地等を一括して使用貸借による権利を設定した場合には、納税猶予の適用が継続されます。



農用地利用集積準備金制度の活用

集落営農を法人化し、特定農業法人になった場合には、税制上の優遇措置として、「農用地利用集積準備金制度」を利用することができます。大変有利な制度なので、活用を検討してみてください。

農用地利用集積準備金制度の概要

特定農業法人が農業収入の9%相当額以下を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入することができます。

その積み立てた準備金を5年以内に農地の取得や機械・施設の設備投資のために取り崩した場合、取得額を圧縮記帳して損金算入することができます。

制度の活用モデル

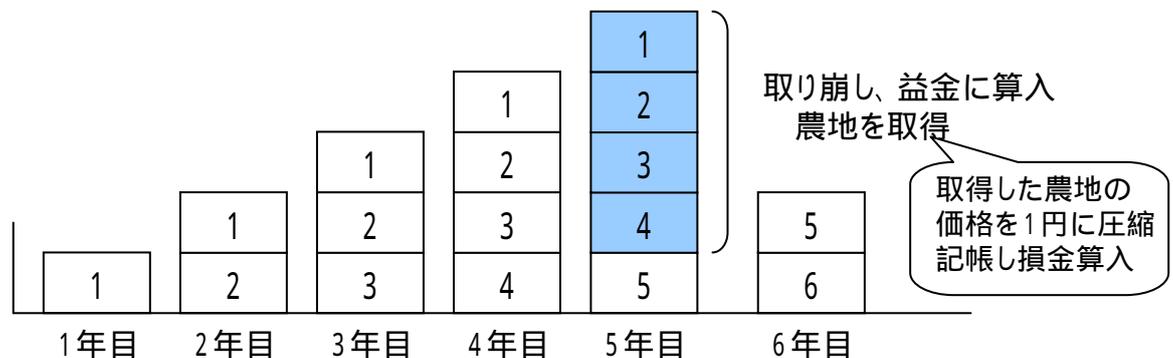
各事業年度の農業収入を一律3,000万円、必要経費を一律2,400万円、法人税率を22%と仮定して各事業年度の法人税額を計算

(注: この計算例は制度を活用した場合と活用しない場合を単純に比較したもので、厳密な税額計算ではありません。)

1 準備金の積み立てを行わない場合

農業収入	必要経費	税率	税額
3,000万円	2,400万円	22%	132万円

2 5年間、毎年、準備金270万円を積み立てし、5年目に準備金のうち1,080万円(4年間分)を取り崩して、農地を取得した場合



1～4年目までの法人税の計算

農業収入	必要経費	準備金(損金算入)	税率	税額
3,000万円	2,400万円	3,000万円 × 9%	22%	72.6万円

5年目の法人税の計算

農業収入	必要経費	準備金(損金算入)	取り崩し額
3,000万円	2,400万円	3,000万円 × 9%	1,080万円

圧縮記帳	税率	税額
-10,799,999円	22%	72.6万円

集落営農法人化のイメージ



集落での話し合いによる担い手育成・農地利
用集積の具体的な仕組みのイメージ

特定農業団体・特定農業法人制度の概要

特定農業法人事例

担い手委託型:(有)みどり農産

:(株)グリーンちゅうず

集落一農場型:(農)酒人ふぁーむ

:(農)重兼農場

～ 集落での話し合いによる担い手育成・農地利用集積の具体的な仕組みのイメージ～

現状と課題

遊休農地の増加と高齢化 ⇨ 集落全体として地域の農業を維持できなくなるおそれ

目指すべき方向

集落における担い手づくりを早急に進めるための仕組みづくりが必要
集落での話し合いにより、関係者の担うべき役割や担い手を明確化

集落(農用地利用改善団体)による話し合い

関係権利者の2/3以上の参加
・市町村の認定



農用地利用規程の策定(基盤強化法第23条)

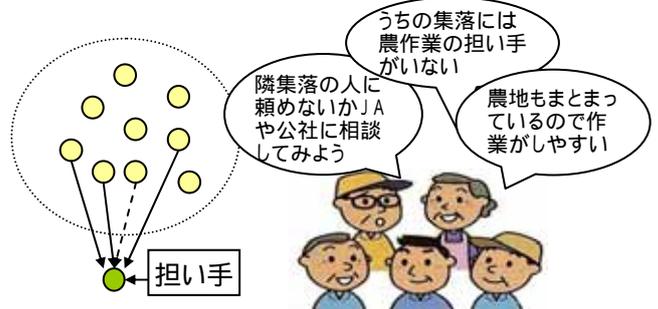
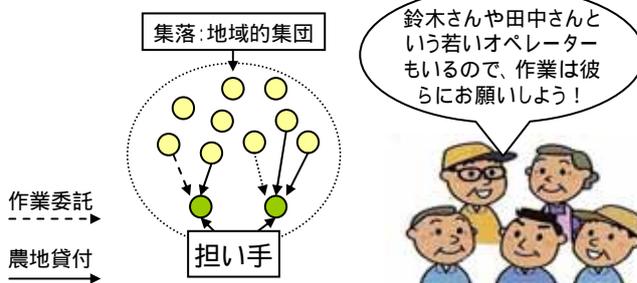
農用地の利用に関する基本的方針
利用権の設定等を受けるべき担い手の明確化
担い手と関係者の役割分担(水管理、草刈りなど)

(集落内に農地や農作業の受け手がいる場合)

(集落外の担い手に委ねる場合)

→ 当該集落内の担い手の明確化

→ 当該集落外の担い手の明確化



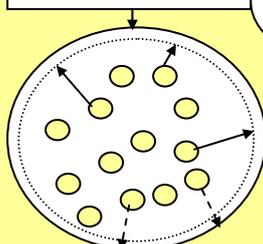
【特定農業法人・特定農業団体を位置付ける場合】

集落の農地の相当部分の利用集積目標を設定
特定農業法人又は特定農業団体の農地引受け義務を明記

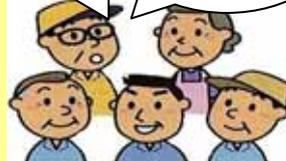
(担い手があらず、集落ぐるみで法人化する場合)

→ 特定農業法人又は特定農業団体を明確化

農業生産法人又は
農作業受託組織



集落の内外に農地を任せられる人がいないなあ…
みんなで法人を作って作業を分業化し、適性や体力に応じた役割分担をしよう！



実現に向けた支援

- 農業経営の法人化のための推進活動を支援
- 集落営農の組織化・法人化のための活動を支援
- 農地の利用集積に向けた調整活動を支援
- 農用地利用集積準備金制度(特定農業法人に対する税制上の優遇措置)
- 農地保有合理化法人による農業生産法人への出資制度

特定農業団体・特定農業法人制度の概要

特定農業法人とは 特定農業法人数 355法人(平成18年6月末現在)

担い手不足が見込まれる地域において、
その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、農用地利用改善団体(*)が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた法人であって、
改善団体の構成員から農用地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)

特定農業団体とは 特定農業団体数 332団体(平成18年6月末現在)

担い手不足が見込まれる地域において、
その地域の農地面積の3分の2以上について農作業を受託する相手方として、農用地利用改善団体(*)が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた団体であって、農業生産法人となることが确实と見込まれ、
改善団体の構成員から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農作業受託組織(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)

* 特定農業団体の要件

地域の農用地面積の相当部分の農作業を受託することを目標としていること。
代表者、構成員の加入及び脱退、総会の議決事項・方法、農用地や農業機械等の利用及び管理等に関する事項等を定めた規約を有していること。
構成員全てで費用を共同負担(資材の一括購入等)するとともに、利益を分配(組織名で出荷・販売し、労賃等を分配)していること(経理の一元化)
主たる従事者について、一定水準の農業所得額の目標を設定していること(組織化の段階では、主たる従事者の候補者が存在することで足りる)。
農業生産法人となることに関する計画を有しており、その達成が确实と見込まれ、将来、効率的かつ安定的な経営体が発展すること。

(*)農用地利用改善団体とは

集落等の地縁的なまとまりのある区域をその地区とし、
その地区内の農地権利者の3分の2以上によって組織されている団体で、
その地区内における農作業の効率化(例:機械の共同購入・共同利用、担い手とその他構成員との役割分担)や農用地の利用関係の改善(例:担い手への農用地の利用集積・集団化のための調整)等の活動を行うもの。

農用地利用改善団体数	11,319団体	
構成集落数	18,759集落	
構成農家戸数	51.5万戸	
地区内農用地面積	77.9万ha	(平成18年3月末現在)

集落の概要

河川の流域にある平坦な水稲中心の水田地帯。
地方中核都市の通勤圏に位置することもあり、兼業化・高齢化が急速に進行。

設立までの経緯

農協が主体となり、昭和56年に作業受託部会を結成。農協が窓口となって受委託を仲介・あっせん。農協管内全域で作業受託面積が急増。

各オペレーターの作業範囲が広域化し作業効率が低下するとともに、委託農家からの作業時期等の要望にも十分応えられない状況になった。

平成2年、大規模農家5名が作業受託部会から独立し、受託範囲を地元集落に限定して、農協からの再委託を受け、作業受託を中心に規模拡大。

独立した5名のうち2名が、経営と生活を分離し、経営の合理化や外部からの人材確保を進めるため、話し合いの結果、平成4年に法人を設立。

法人の経営者は、法人設立前から、集落や土地改良区の役員等をしており信頼されてきたが、法人の活動範囲も地元限定し、転作地の団地化、水稲や大豆の品種統一、栽培時期、水利調整等について地道な地元への働きかけを行ったり、丁寧で精度の高い作業を続けた結果、農家や集落からの信頼がますます高まった。

平成8年、2名の地元の2集落において、特定農業法人として認定を受けた。

法人化の理由

2名の経営者には、「自分たちが頑張れる間に後継者を育てることが地域を守ることである」との強い信念があった。さらに、「時間や金銭面で仕事とプライベートの区別をはっきりさせて、農業を魅力ある職業として明確化したい」との目標があった。

「これらの課題を解決し目標を達成していくためには法人化が最適ではないか」との議論を重ね、後継者の育成と経営の合理化を最大の目的に法人化に踏み切った。

経営内容と特色

経営の概要

- ・資本金:300万円
- ・主要事業:水稲、麦、大豆、白ネギ、にんにく
- ・労働力:役員(=構成員)2名+常時雇用者3名
- ・経営耕地面積:38.8ha、
- ・作業受託面積:耕起4.2ha、代かき13.0ha、田植13.7ha、稲刈20.0ha、大豆播種20.0ha等

後継者として育成すべき人材の雇用に伴い、年間就労体制の整備が必要となったため、米の直売、もち加工、野菜栽培に取り組む。

集落内での品種の統一、水利の調整、転作の団地化等の在るべき姿を法人内で検討し、集落に働きかけて合意形成に導き、地域をあげた計画的、効率的な水田作営農の確立に向けた仕組みづくりに取り組む。

「地域とのつながりを大切に信頼を得る」をモットーに、受託範囲を隣接する4つの集落に限定。特に経営者2名の地元集落における集団転作の基幹作業は、法人が一手に引き受けている。

従業員には、農作業や販売活動のほか、土地利用に係る集落との調整のノウハウなども伝授。1名が平成9年に独立。新規就農者として近隣地区の担い手となりつつある。この独立した従業員の後継として、新たに2名を公募により雇用するなど、地域の後継者の育成に意欲的に取り組む。

加工業者、地元加工グループと連携した農産物加工品の開発・販売を強化。
消費者との農業体験交流、地域情報発信に取り組む。

取組みの成果

地域の農地管理を一手に引き受け、地域農業を守ってきた。

脱サラした者など外部から就農者を募り、地域農業の担い手となるよう育成。

(一方、高齢化や若者の農業離れにより益々法人への利用集積の希望が増える中で、法人が農地管理を一手に引き受けることで、かえって農業離れを促進してしまい、地域を壊してきたのではないかと危惧している。)

今後の課題

収益性の高い自社ブランド米を生産し、個人への直売に加え、外食産業等への業務用米の生産販売を拡大し、直販比率を更に高める。

省力化・高品質安定生産に向けた大型高性能機械の導入と生産体系の見直し。

農地保全に関する役割分担等地域農家と連携した地域営農体制の確立及び新たな村づくり・消費者との交流拡大。

(有)M農産が特定農業法人となるまで

ポイント

- ・大規模水稲作農家が地元での作業受託を拡大する中で、地域での担い手となっていった。
- ・地域の中核的な担い手農家が後継者の育成と経営の合理化を目的に有限会社を設立。
- ・法人としても地域での信頼を得て、特定農業法人となる。

集落営農のきっかけ

農協による作業受託部会の結成 受託面積拡大

作業の広域化や農地の分散による非効率

5名が部会から独立。地元限定した作業受託を開始

個別経営として地元で作業受託による規模拡大

オペレーターへの作業受託は増えたけど、農地が分散して非効率

自分の集落に限定して作業受託をして地域の農地を守りたい



集落営農の具体化

地元の作業受託を引き受ける中核的な担い手となる

地域農業を守るため後継者の育成・確保が最大の命題

外部から人材を確保するためにも経営の合理化が必要

2名の担い手農業者が有限会社を設立

後継者を育てないと地域農業を守っていけないぞ

外部からの人材を確保するためにも経営を合理化しないと



集落営農の展開

経営者の二人は集落や土地改良区、農協等の役員を務めるなど、元来、地元での信頼が厚かった

法人設立後も、水稲や大豆の品種統一、栽培時期、水利調整、転作地の団地化等を地道に集落に働きかけ

丁寧で精度の高い作業もあって、益々地元での信頼が高まる

経営者の地元集落で、法人を将来にわたる集落の中心的な担い手として位置付けていこうとの意識が高まる

地元集落における特定農業法人として認定を受ける

品種、栽培時期、はこうしたらどうか

水利調整、転作地の団地化はこうしよう



法人の仕事ぶりは素晴らしい

これからも法人が地域の中心的な担い手だ



(株) グリーンC (S県)

地域の概要

滋賀県内一の穀倉地帯。水稻に麦・大豆など転作作物を組み合わせた水田農業が全域的に展開。ほ場整備進捗率100%。1戸当たり水田面積1ヘクタール。大都市の通勤圏内にあるため、総兼業地帯。地域農業の担い手不足が進み、町外からの入り作が増加。

設立までの経緯

JAが農作業受託組織設立のプロジェクトチームを立ち上げ。

理由

- ・JA管内における入作や離農希望者の増加により、JAによる農地管理に対する期待が高かったこと。
- ・カントリーエレベータ等JAの施設の効率的運営・利用が求められるようになったこと。
- ・JAで農作業受託部門を作るより、JAと機能分担した組織を作る方が、より効率的な事業運営が可能。

プロジェクトチームによる地域農業振興計画の作成と受託組織への人材勧誘への取組み。

プロジェクトチームのリーダーが受託会社の社長となることになり、平成3年、有限会社を設立。

JA主導の信用力を背景に農地保有合理化事業を活用し農地を利用集積する中で、平成6年、特定農業法人の認定を受ける。

幅広い資金集めや、より大規模な経営を行うため、平成13年、有限会社を株式会社形態に変更。

経営内容と特色

経営の概要

- ・資本金:1,000万円
- ・主要事業:米、大豆、麦生産、作業受託、販売業務
- ・構成員数:5名+JA
- ・経営耕地面積:118ha
- ・作業受託面積:耕起10ha、田植6ha、乾燥・調製11ha、防除5ha、麦刈15ha、大豆刈30ha

JAの信用力とJAの機械、施設の借用を受けるなど有利な条件の提供を受けて成長。

農地管理と農作業受託において、地域における「駆け込み寺」的な存在。

農作業の積極的な機械化を図り、水稻、小麦、大豆をメインに一部酒米やキャベツ等の野菜にも取り組む。

ほとんどが機械作業であり、福利厚生や就業規則も整い、一般の企業と変わらない経営を行っている。

肥料・農薬等のJAからの購入価格については、JAとの関係及び地域の最後の担い手という性格を踏まえ、通常価格の1割値引きの覚書を結んでいる。

JAの機械、格納庫、修理工場等を法人にリースし、法人が機械の運転、保守、修理を実施。

米販売の6割は非JAルート。商談は相手からの持ち込みが多く、営業は不要。

地域農業への効果

町内では、水田で困ったことがあったら法人へという雰囲気ができあがっており、既に旧町内の水田面積の1割を受託して地域農業の維持に貢献。

JAが行っていた機械の貸し出しや修理等の事業を法人へアウトソーシングすることで、JAの事業が効率化。

今後の課題

現状の事業構造で、町内の農地の3分の1の集積を目指し、地域との良好な関係を築き、「地域の会社」という位置付けを確立する。

加工事業等への進出は考えていない。

後継者の育成。

自社ブランド米の開発や独自の販売ルートの開拓の推進。

税制上の優遇措置(農用地利用集積準備金等)の継続が可能かが最大の懸案事項。

(株)グリーンCが特定農業法人となるまで

ポイント

- ・担い手不足の中、JA主導で担い手となり得る企業的組織を設立
- ・経営者を確保することが難しい中、JA職員が会社の経営者となる
- ・JAの信用力等を背景に、地域の農家から、農地管理の受け手として信頼を得る

集落営農のきっかけ

ほ場整備率100%の穀倉地帯で総兼業地帯

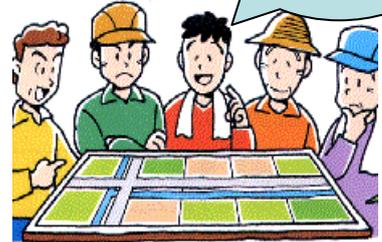
町外からの入り作や離農者が増加

JAによる農地管理への期待の高まり

かんり-エレ-ター等のJAの施設の効率利用の必要性

兼業農家や離農者が増えているので、JAが農地を管理すべき

JAの有する施設を効率的に使って、農地管理に役立てよう



集落営農の具体化

JA内にプロジェクトチームを立ち上げ

JAとは別組織の方が効率的な事業運営が可能

PTによる受託組織への人材勧誘がうまくいかない

PTリーダーが作業受託を目的とする有限会社を設立

事業の効率的な運営のためには、JAとは別組織がよい

受託組織を任せられる人材が見当たらないな～



会社はJAが出資なので安心だ

農地のことなら会社に相談しよう



集落営農の展開

JAの信用力と強力な支援

地域における農地の最後の受け手として認知

福利厚生や就業規則も整い、企業経営を実現

利用集積準備金等を活用するため特定農業法人化

普通の企業と同じ経営を実現

農地のことは会社に相談して



集落の概要

平坦水田地帯にあり、野洲川の水系を利用して従来から稲作単一経営が営まれてきた。大都市への通勤可能範囲にあり、また、近郊には工業団地が立地するなど、兼業機会が豊富。集落の農家のほとんどが兼業農家であり、経営規模も零細。

設立までの経緯

集落の農家のほとんどが兼業農家のため、機械の更新が困難で耕作を他人に任せる農家も多かった。平成2年、集落で、ほ場整備事業の話が持ち上がり、農地をどう守っていくか真剣な議論が始まる。平成3年から、集落営農ビジョン委員会を作り、アンケートを行い、時間をかけて丁寧な話し合いを進め、「担い手育成基盤整備事業」の合意形成と併せて、1集落1農場方式で集落営農を進める方向で全地権者の合意を形成(滋賀県集落営農促進対策事業の活用)。平成9年、集落営農ビジョン委員会において、具体的な一農場方式集落営農体制の検討を開始。平成11年、「営農組合Sふぁーむ」(任意組合)が発足(滋賀県みんなでがんばる集落営農促進事業の活用)。翌年には、ほ場整備事業が完了し、半分以上の水田が約1haの大区画ほ場となった。年齢と体力に応じて集落のみんなが農作業に参加できる仕組みとして、年齢別に「なごやか」(55～65才)「すこやか」(65才以上)「やすらぎ」(80才以上)の3つの営農グループを組織。平成14年、「農事組合法人Sふぁーむ」が発足。同時に農用地利用改善団体を発足。翌年には、特定農業法人として認定を受ける。

法人化の理由

機械や施設などの資産管理、農産物の販売、収益分配などの一元的管理を可能とするため。(組合員に農業外での勤務経験のある人が多く、企業的発想や経営管理能力の高い人材が豊富なことも寄与)

経営内容と特色

経営の概要

- ・資本金:448万円
- ・主要事業:水稲、麦、大豆、露地野菜、ハウス野菜
- ・構成員数:56名
- ・作業受託面積:水稲20.1ha、麦18.5ha、大豆16.5ha

集落外の大規模経営体の入作や集落内の農家の自作地の配置は、Sふぁーむとの話し合いの上で、水系を考慮してゾーン配置を行っている。このゾーン分けが出来ているため、Sふぁーむでは、農地を二つのブロックに分け、それぞれ水稲 麦 大豆の2年3作を行い、生産調整率は50%に達している。

法人の協力組織として、オペレーターグループ(ふぁーむ直轄、地区内に居住し、集落営農の趣旨に賛同し、オペレーターとして出役が可能で営農意欲のある20歳以上55歳以下の男子(登録制))、なごやか営農グループ(組合員組織、地区住民で、集落営農の趣旨に賛同し、組合の業務(作業)に出役頂ける56歳以上65歳未満の男子及び20歳以上65歳未満の女子)、すこやか営農グループ(組合員組織、シルバー世代の地区住民で、集落営農の趣旨に賛同し、組合の業務(作業)の一部を担当頂くグループ)、やすらぎ営農グループ(敬老会の大関・横綱クラスのメンバー、ボランティアで草取りなどを担当)を組織し、集落営農の中でそれぞれの特性を活かして役割分担。

環境こだわり農業を实践(洗わず食せる軟弱野菜(ほうれん草、小松菜、サニーレタス)や減農薬・減化学肥料野菜(カボチャ、ブロッコリー)の栽培)

取組みの成果

今まで一回も農作業をしたことのない人がオペレーターになったり、若い女性が野菜づくりのための生ゴミの堆肥作りをしたり、集落全体が変わってきた。人の輪と集落の和が大きくなることで、働き方や集落そのものが変わりつつある。

経営体ごとの農地のゾーン分けを行い、農地の集団的利用が出来上がっている。

今後の課題

ブランド農作物、生産収穫システム、販売先、安定した強固な組織を、いずれも意識的に「つくる」時期。これまで、敷かれたレールを流れるだけでよかったが、これからは自らレールを敷き、自ら走るという「自立型農業」を目指す。

(農)Sふぁーむが特定農業法人となるまで

ポイント

- ・定年による兼業収入の減少が農業の継続を困難にし、集落の農業資源の保全を困難にした
- ・「集落の農地は自分たちの責任で後世に引き渡そう」との思いで、1集落1農場を目指す
- ・年齢と体力に応じて集落のみんなが農作業に参加できる仕組みを構築

集落営農のきっかけ

兼業農家の多くが定年を向かえ農外収入が減少

機械の更新等の費用を負担しきれず離農が進む

農業資源の保全が困難になる等集落崩壊の危機

ほ場整備事業の話が持ち上がる

集落の農地を守るための方法について議論を開始



集落営農の具体化

集落での話し合いを時間をかけて実施

ほ場整備と組織経営体の創設をビジョンとして掲げる

1集落1農場方式での集落営農の検討 地権者全員の合意

任意組合を設立するとともに、集落のみんなが参加できるようにオペレーターグループと年齢別の営農グループを組織



集落営農の展開

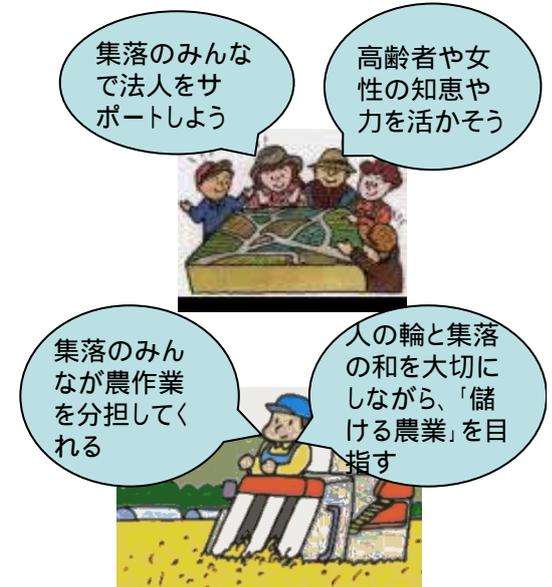
経営体ごとの農地のゾーン分けによる集团的土地利用の実現

営農グループによるサポート体制を確立

「儲ける農業」を目指し農事組合法人を設立

農用地利用改善団体を設立し、法人を特定農業法人化

農作業経験のない人がオペレーターになったり、女性が生ゴミ堆肥作りをしたり、集落全体が変わりつつある



集落の概要

大都市の通勤圏内にあり、工業団地の整備等で地元雇用も増加。市街地から遠くはないが奥まった山間にあり、総戸数の8割以上が農家という稲作主体の農業集落。経営農地の平均が60アールと小さく、就業機会にも恵まれているため、総兼業地帯。

設立までの経緯

昭和57年、集会所設立を契機に集落組織を結成。各世代の代表(3分の1が女性)の代表が1年がかりで集落の将来ビジョンを策定。このビジョンでは「楽しく楽な農業の構築」を掲げ、ほ場整備の実施や大型機械・施設の導入と共同利用を具体的な目標となる。

昭和58年、ほ場整備推進委員会を結成。整備後の営農方法を各世代の代表からなる「農業生産組織研究委員会」で検討。農機具所有状況調査、労働力実態調査等のアンケート調査を実施。過剰な農機具への投資の実態が明らかになり、機械の共同利用、集落営農の取組の大きな推進力となる。

委員会で改善策をまとめ、根気よく集落の全農家の説得を行い、併せて先進地視察を実施し、改善策の効果を確認。集落農家の9割近くが構成員となって、昭和63年、機械共同利用組織を設立。

機械共同利用組織は機械・施設の共同購入や農作業を軽減するためにオペレーターによる作業受託を実施。この任意組織を母体に、平成2年、農業生産法人を設立。集落農家の7割が構成員となり、構成員の所有農地を法人に利用権設定し農業経営を開始。

平成10年、隣接集落とともに農用地利用改善団体を設立し、農事組合法人が特定農業法人として認定を受ける。

法人化の理由

機械共同利用組織において補助事業を活用した機械・施設導入を検討。この事業の採択要件が「法人化」と「一定面積以上の農地の利用集積」であった。

法人による農地の利用集積が集落の抱える後継者問題の解決にもつながるとの判断。

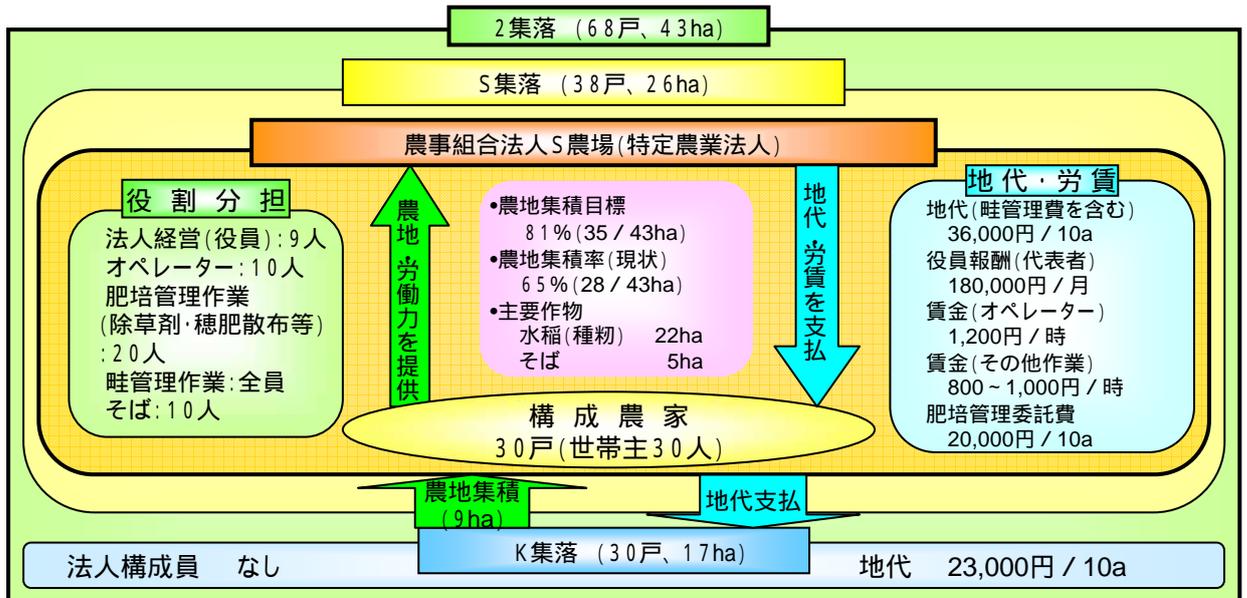
* 機械共同利用組織の総会を開き、農業生産法人による農業経営が提案され、4ヶ月間に17回の設立準備会を開くなど集中的に協議を行い、提案から半年で農業生産法人の設立と機械共同利用組織の発展的解消を決議。集落農家の8割近くが構成員となる農事組合法人を設立。

経営内容と特色

構成員の所有農地のうち家庭菜園を除く全農地を法人に利用権設定。

水管理・除草剤散布・肥料散布等の作業は、構成員の希望と労力に応じて、所有権とは無関係に構成員に委託。ヒノヒカリ種子の契約栽培に取り組み、種籾栽培が経営面積の7割を占める。

畦畔管理は地権者の義務とし、利用権設定に当たっては、畦畔管理費を含めた地代を設定。



今後の課題

定年帰農する人たちの法人の後継者としての育成。

同一市内にある他の集落一農場型の農業生産法人との機械の共同利用や作業受委託などによる連携。

(農)S農場が特定農業法人となるまで

ポイント

- ・ほ場整備後の集落の農業への不安感が集落営農への取組の契機
- ・集落営農の推進役となるグループの活動
- ・任意組織の設立後、補助事業の導入と農地管理の受け手となるために法人化

集落営農のきっかけ

大都市近郊の山間地域で零細な総兼業地帯

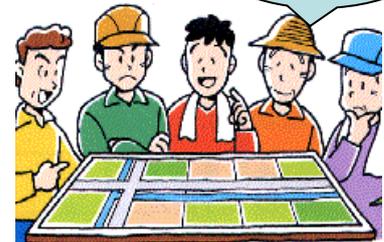
ほ場整備実施の気運の盛り上がり

総兼業・後継者不在でほ場整備後の営農に不安

機械の共同利用や作業の共同化の必要性を認識

後継者はいないし、負担金は償還しなければいけないし

生産コストの低減を図り、楽で楽しい農業を行いたい



集落営農の具体化

集落営農の研究グループの結成

機械や労働力の実態調査の実施

集落農業の問題点の明確化

改善策としての集落営農のあり方を提示

過剰な機械への投資や農業の後継者不在は深刻

機械の共同購入や農作業受託を行う組織が必要



集落営農の展開

全農家に対し集落営農組織の必要性を説得

大部分の農家を構成員とする任意組織の発足

補助事業の導入や農地集積のため法人化を検討

任意組織を母体として農事組合法人を設立

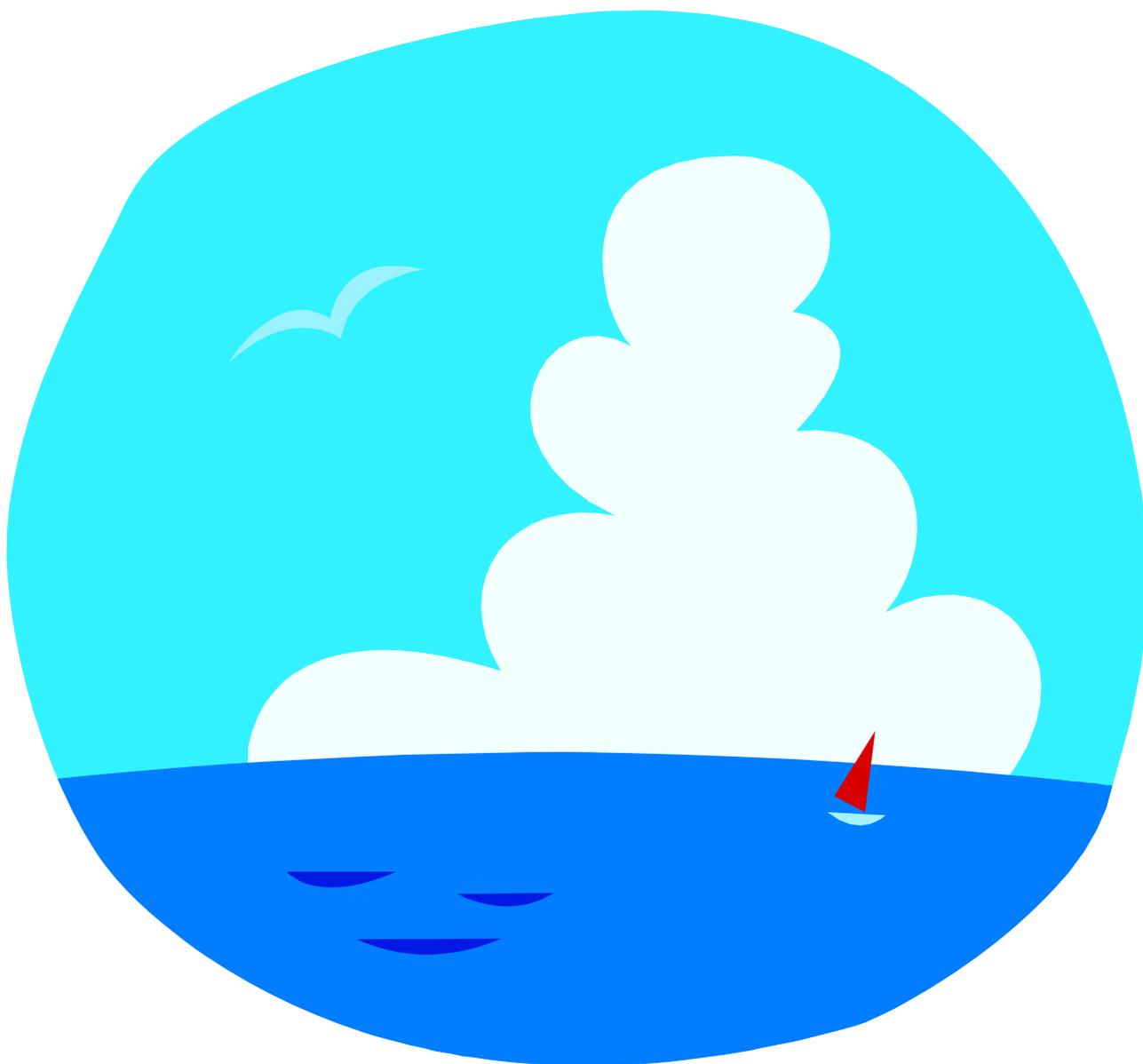
担い手のいない隣接集落と一緒に農用地利用改善団体を設立し、農事組合法人を特定農業法人と位置付け

過大な機械投資や後継者不足への対策として集落営農組織が必要

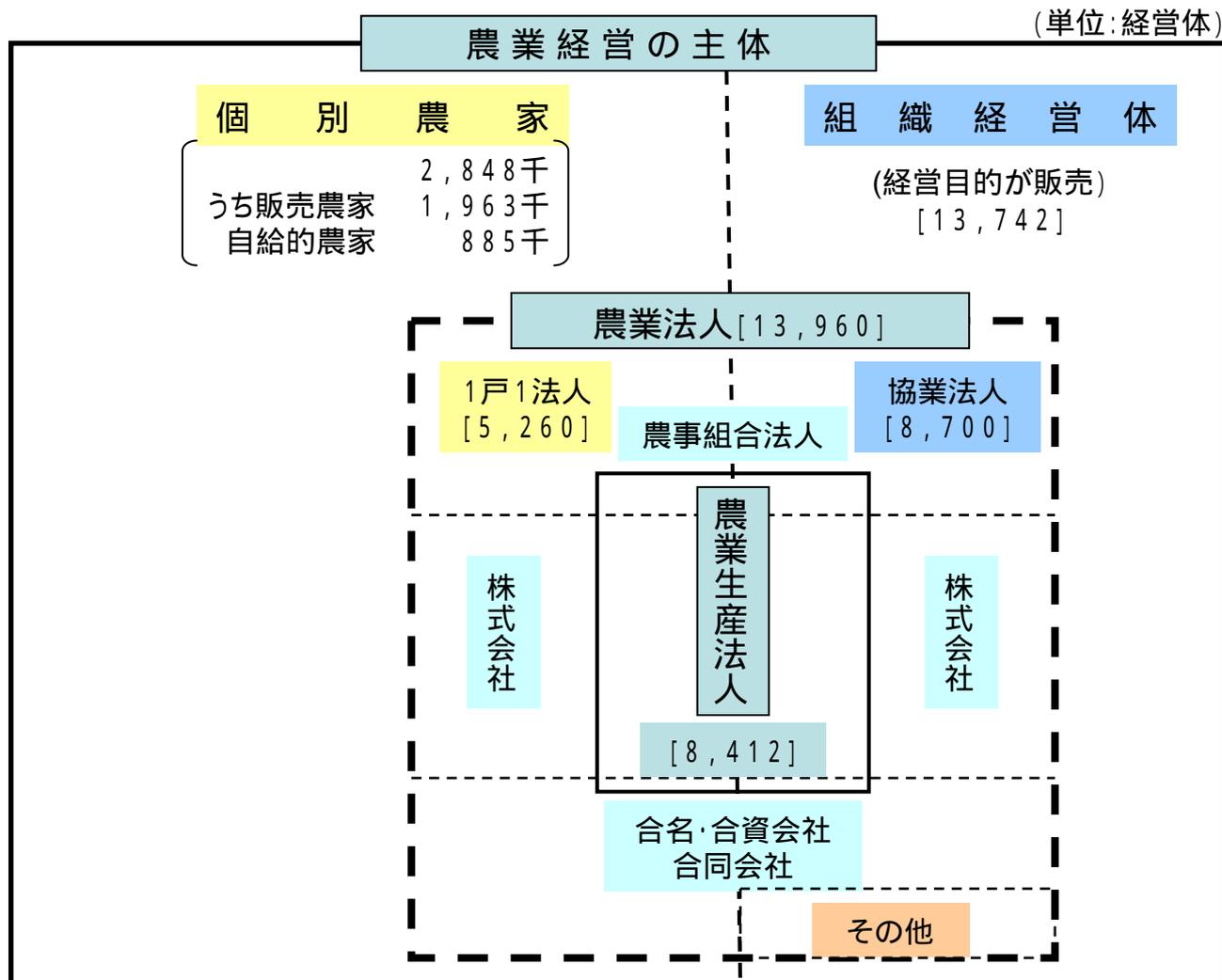
補助事業や農地集積の受け手として法人化が必要



資 料 編



農業経営の主体と農業法人(概念図)



資料:農林水産省「世界農林業センサス」(H17.2.1現在)。ただし、農業生産法人数は、農林水産省構造改善課調べ(H18.1.1現在)。

注1)センサス等の数値を基に、概念図に図示したものである。

2)農業法人数は、法人経営体(農業経営体のうち法人化して事業を行う者(1戸1法人を含む・19,136)のうち、作業受託のみを行う法人経営体(4,940)及び牧草地経営体(236)を除く法人経営体の数である。

3)「その他」とは、農協、公益法人等である。

農業法人数[組織形態別]

(単位:法人、%)

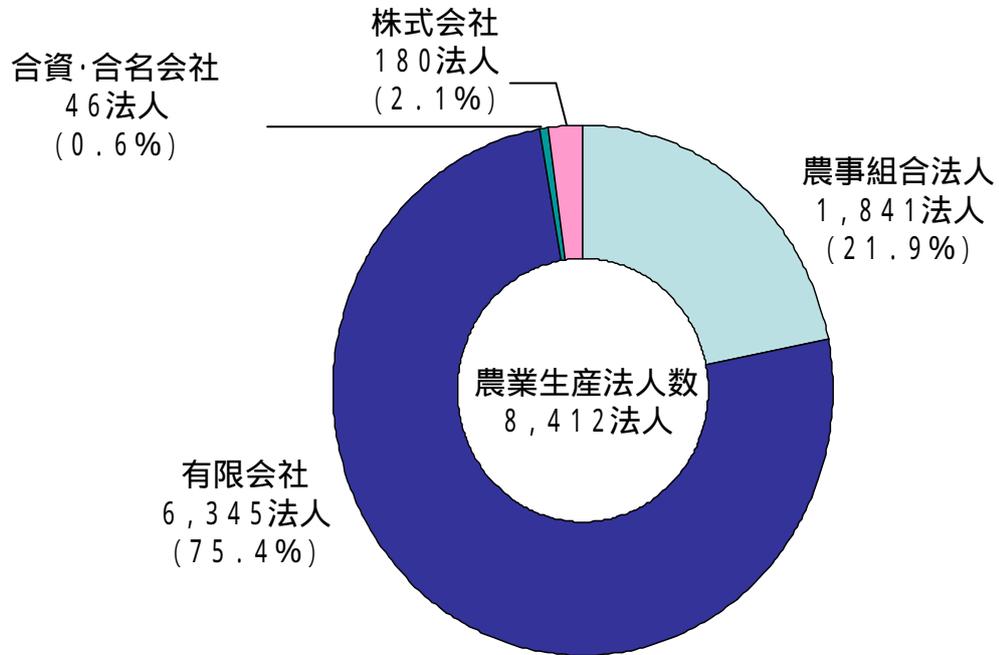
	法人農家 (自営農業を法人化している農家:1戸1法人)		農家以外の農業事業体 (経営目的が販売、法人組織:協業法人)		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
計	5,260	100.0	8,700	100.0	13,960	100.0
農事組合法人	570	10.8	1,663	19.1	2,233	16.0
株式会社	149	2.8	1,141	13.1	1,290	9.3
有限会社	4,517	85.9	4,827	55.5	9,344	66.9
合名・合資会社	24	0.5	48	0.6	72	0.5
その他	-	-	1,021	11.7	1,021	7.3

資料:農林水産省「農林業センサス」(H17.2.1現在)

農業生産法人が採用する法人形態の傾向

農業生産法人のうち8割近くが営利を目的とした会社形態(有限・株式)を採用している。一方、構成員の共同の利益の増進を目的とした協業経営体である農事組合法人形態を採用している法人は約2割に止まっている。

法人形態別農業生産法人数(農林水産省経営局構造改善課調べ)

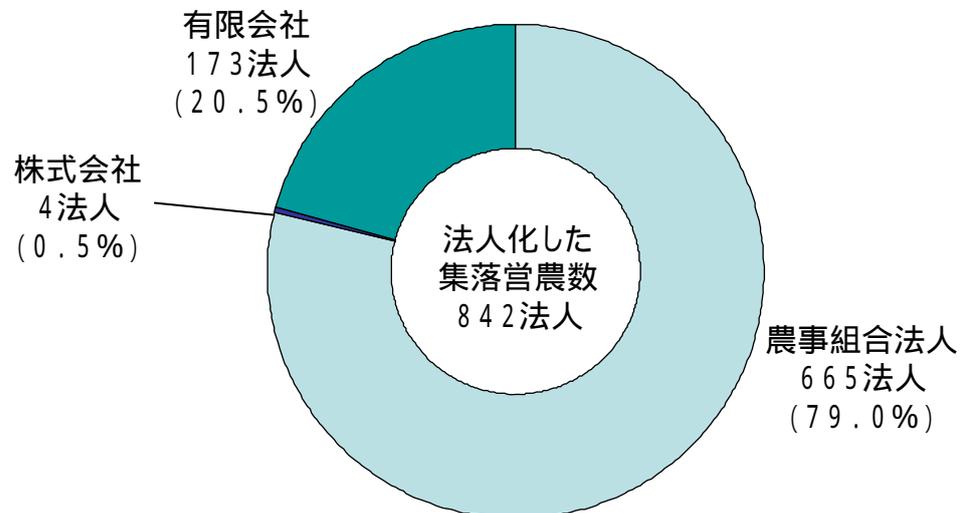


集落営農が採用する法人形態の傾向

法人化した集落営農のうち、8割近くが、構成員の共同の利益の増進を目的とした協業経営体である農事組合法人を採用している。一方、営利を目的とした会社形態(有限・株式)を採用している集落営農は2割に止まっている。

法人化した集落営農の内訳(法人形態別)

(「集落営農実態調査結果」(平成18年5月1日現在))



農業法人の設立手続

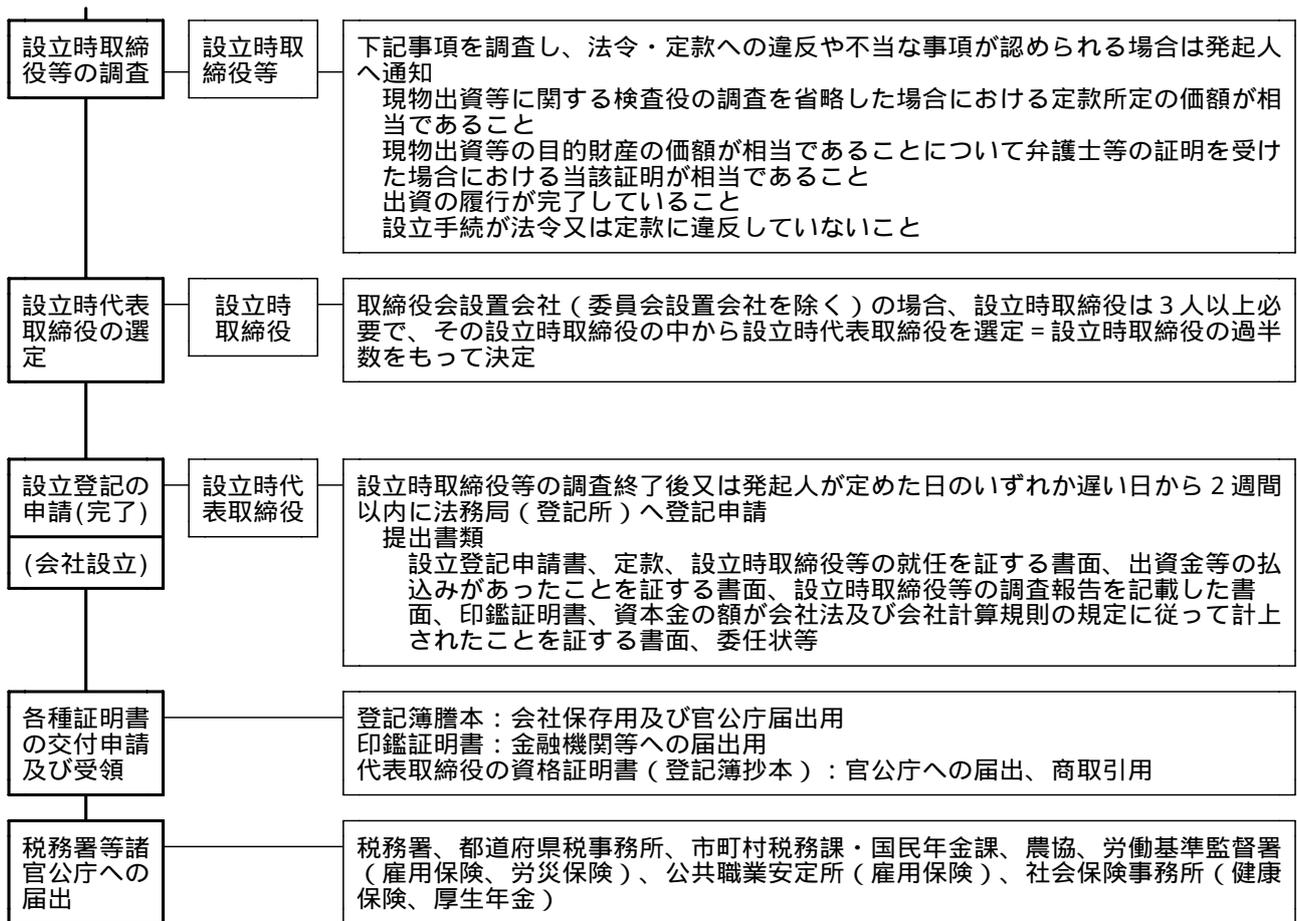
1 農事組合法人（出資農事組合法人の場合）

行為	実施者	備考（準備すべき書類、注意点等）
設立に当たっての基本的事項の検討	発起人	<p>法人形態（株式会社、合同会社、農事組合法人等）の選択 組合員を決める（最初に組合員を選任し、設立について合意する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合法の制限（組合員になれるのは農民、農協、農地保有合理化法人、産直消費者等）を満たしていないと登記ができない ・農地を利用する場合は農地法の制限に注意 <p>法人の基本的事項を決める 名称、目的、地区、事務所所在地、事業内容、資本額、出資1口金額、出資口数、役員（理事）、事業年度等（農業協同組合法の事業要件、役員要件等に注意）</p> <p>出資制か非出資制かを定める 個別経営から法人への資産等の移行方法や問題点の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の移行 <ul style="list-style-type: none"> 納税猶予適用の有無、農業者年金の加入資格・受給資格への影響、移行の方法（現物出資、売買、貸借等）等 ・農業用機械・施設等の移行 <ul style="list-style-type: none"> 補助事業により導入したものか、移行の方法（現物出資又は売買：評価、貸借：賃料等） ・個別経営時に形成した預金や負債の取扱い 税制上の取扱い、債権者の同意等
設立合意		
発起人会の開催	発起人	3人以上の農民（組合員）で発起人会を開催し「事業目論見書（事業計画書）」及び「定款」を作成
	事業目論見書の作成	発起人共同（全員一致）で事業目論見書を作成（設立後の知事への届出に添付） 記載事項：事業方針、組織方針、事業種類、資金計画、施設整備、設立時貸借対照表等
	定款の作成	発起人共同（全員一致）で定款を作成 絶対的記載事項（記載なき場合は定款が無効） 事業、名称、地区、事務所の所在地、組合員の資格、組合員の加入・脱退に関する規定、出資1口金額・払込み方法、1組合員の保有可能な出資口数限度額、剰余金の処分及び損失処理に関する規定、準備金の額及び積立方法、役員の数・職務分担・任免に関する規定、事業年度、公告の方法 相対的記載事項（記載は必須ではないが、無き場合は効力が発生しない） 現物出資、出資組合、組合の存立期間の定め等 任意的記載事項（違法でない限りどのような事項も記載可、記載すれば適法である限り会社と組合員を拘束）
理事の選任	発起人	発起人共同（全員一致）で理事を選任 発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡す
資本金の払込	理事	組合員から出資引受書を提出してもらい、組合は出資を受けた場合は出資金領収書を組合員に発行 現物出資の場合は、財産引継書（出資財産の種類別、数量、価額等を記載）を提出
設立登記の申請（完了） （組合設立）	理事	出資金の第1回払込日から2週間以内に法務局（登記所）へ登記申請（非出資農事組合法人の場合は役員選任後） 提出書類 設立登記申請書、定款、出資引受書、出資金領収書、役員選任議決書、理事就任承諾書、理事全員の印鑑証明書、現物出資がある場合には財産引継書、代理人申請の場合は委任状 等
知事への届出		設立後2週間以内に設立届け 添付書類 登記事項証明書、定款（写）、事業目論見書、発起人会議事録（写）又は設立経過報告書
各種証明書の交付申請及び受領		登記事項証明書：組合保存用及び官公庁届出用 印鑑証明書：金融機関等への届出用 代表取締役の資格証明書（代表者事項証明書）：官公庁への届出、商取引用
税務署等諸官公庁への届出		税務署、都道府県税事務所、市町村税務課・国民年金課、農協、労働基準監督署（雇用保険、労災保険）、公共職業安定所（雇用保険）、社会保険事務所（健康保険）、農林漁業団体職員共済組合（農林年金）

2 株式会社

(発起設立の場合)

行為	実施者	備考 (準備すべき書類、注意点等)
設立に当た る基本 的事項の検 討	発起人	<p>法人形態 (株式会社、合同会社、農事組合法人等) の選択 構成員を決める (農地を利用する場合は農地法の制限に注意)</p> <p>会社の基本的事項を決める 商号、目的、本店所在地、事業内容、資本額、株式の種類及び数、発行価 額、発行価額中資本に組入れない額、役員、事業年度等 個別経営から会社への資産等の移行方法や問題点の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の移行 納税猶予適用の有無、農業者年金の加入資格・受給資格への影響、移行の 方法 (現物出資、売買、貸借等) 等 ・農業用機械・施設等の移行 補助事業により導入したものか、移行の方法 (現物出資又は売買: 評価、 貸借: 賃料等) ・個別経営時に形成した預金や負債の取扱い 税制上の取扱い、債権者の同意等
事前準備	発起人	<p>登記所の商号調査簿の閲覧やインターネット登記情報提供サービスの利用によ る類似商号の調査 代表者印、社印、社用ゴム印の発注 個人の印鑑証明の準備 (定款の認証には発起人全員の印鑑証明書が必要)</p>
定款の作成	発起人	<p>絶対的記載事項 (記載なき場合は定款が無効) 目的、商号、本店所在地、設立の際の出資財産の価額又はその最低額、発起 人の氏名又は名称及び住所 変態設立事項 (記載は必須ではないが、無き場合は効力が発生しない) 現物出資、財産引受け、発起人の報酬等、設立費用 変態設立事項以外の相対的記載事項 会社法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその 他の事項で会社法の規定に違反しないものを記載し記録することができる 株式譲渡に会社の承認を要する旨の規定等 任意的記載事項 違法でない限りどのような事項も記載可、記載すれば適法である限り会社と 株主を拘束 株主総会の召集場所、議長の選任方法等</p>
定款の認証	発起人	<p>公証人役場で認証を受ける 提出書類 定款 (3通 = 公証人保管、会社保管、登記申請用)、社員全員の印鑑証明書、 代理人申請の場合は委任状と代理人の印鑑証明書、定款印紙 (4万円)、法人社 員がいる場合はその登記簿謄本、認証手数料 (5万円) 等</p>
出資の履行	発起人	<p>設立時発行株式の引受け後、払込取扱機関へ出資金全額を払い込み 銀行口座の残高証明等の任意の方法により、払い込まれた金額を証明</p>
発行可能株 式送風の決 定	発起人	<p>発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、会社成立時まで、発起人全 員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設ける必要 (定款 作成時に発行可能株式総数を定める必要がない)</p>
設立時役員 等の選任	発起人	<p>出資履行完了後、設立時取締役を選任 (監査役設置会社、会計参与設置会社、 会計監査人設置会社は、設立時監査役、設立時会計参与、設立時会計監査人を 選任) = 発起人の議決権の過半数で決定 定款で設立時役員等を定めている場合、出資履行完了時に選任されたものとみ なされる</p>



組織形態別にみた社会保障制度

		個人（非法人）	農事組合法人		合同会社 株式会社	備 考								
			従事分量配当	確定給与支給										
年金 保 険	事業主等	国民年金 + (注) (農業者年金)	国民年金 + (注) (農業者年金)	厚生年金 (注)		(注) 国民年金の第1号被保険者(20歳~59歳)であり、かつ、国民年金の保険料の免除を受けていない者であって60日以上農業に従事する者。 (注) 個人事業所でも常時5人以上の従業員を雇用していれば強制適用(ただし、5人未満の事業所及び常時5人以上使用していても農業にあつては、任意適用)。厚生年金の適用がない事業所に勤務する場合には、国民年金に加入。 (注) 農業法人の構成員及び非構成員である従業員が国民年金の第1号被保険者(20歳~59歳)であり、かつ、国民年金の保険料の免除を受けていない者であって60日以上農業に従事する場合。 但し、当該法人により給与が支払われている場合は厚生年金となり農業者年金には加入できない。 (注) 厚生年金保険適用事業所に勤めれば、自動的に国民年金に加入(2号被保険者)。厚生年金保険が国民年金の保険料を負担。								
	従業員	国民年金 + (注) (農業者年金) 又は (厚生年金) (注)					<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">厚生年金保険料率</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th colspan="2">被保険者</th> </tr> <tr> <td>保険料率 (H18.9~)</td> <td>73.21/1000</td> <td>73.21/1000</td> </tr> </table>	厚生年金保険料率			事業主	被保険者		保険料率 (H18.9~)
厚生年金保険料率														
事業主	被保険者													
保険料率 (H18.9~)	73.21/1000	73.21/1000												
健康 保 険	事業主等	国民健康保険	健康保険			(注) 個人事業所でも常時5人以上の従業員を雇用していれば強制適用事業所(ただし5人未満の事業所及び5人以上使用していても農業にあつては、任意適用)。健康保険の適用がない事業所に勤務する場合には、国民健康保険に加入。								
	従業員	国民健康保険 (又は健康保険) (注)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">健康保険料率</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th colspan="2">被保険者</th> </tr> <tr> <td>保険料率 (H15.4~)</td> <td>41/1000</td> <td>41/1000</td> </tr> </table>	健康保険料率			事業主	被保険者		保険料率 (H15.4~)	41/1000	41/1000		
健康保険料率														
事業主	被保険者													
保険料率 (H15.4~)	41/1000	41/1000												
労 災 保 険	事業主等	労災保険は、労働者の業務災害及び通勤災害に対する補償を目的とするが、中小事業主(自営農業者)も特別加入ができる。 【保険率(農業): 12/1000】(H18.4.1~)	(特別加入) 中小事業主等(業務災害、通勤災害)			中小事業主等 【保険率(農業): 12/1000】 常時300人以下の労働者を使用している事業主(常時使用1人未満の場合は、1人の臨時労働者の使用する日の合計が100日以上となることが見込まれること) 指定農業機械作業従事者 【保険率: 5/1000】 農業における土地の耕作及び閉墾並びに植物の栽培及び採取の作業を指定された農業機械を使用し作業に従事する者(家族従事者を含む) 特定農作業従事者 【保険率: 8/1000】 経営耕地面積が2ha以上又は1年間の農産物販売額が300万円以上の農業事業者における特定の作業に従事する者(家族従事者を含む)								
	従業員	(農業の場合)常時5人以上の労働者を雇用している場合は強制適用 (5人未満の場合は暫定任意適用)	労働者を1人以上雇用している法人は強制適用				同居の親族(原則として労働者に該当しない)、常時同居の親族以外の労働者を雇用し、事業主の指揮命令に従っていることが明白で、就労実態が他の労働者と同じで賃金がそれに応じて支払われている場合は、労働者として取り扱われる。 短時間就労者(パートタイマー): 労働者となる アルバイト: 労働者となる							
雇用 保 険		(農業の場合)常時5人以上の労働者を雇用している場合は強制適用 (5人未満の場合は暫定任意適用)	労働者を1人以上雇用している法人は強制適用			同居の親族: 原則として被保険者にならない 短時間就労者(パートタイマー) 下記を満たさなければ短時間労働被保険者の対象とならない ・他の労働者に比べ労働時間が短い ・1週間の労働時間が20時間以上 ・1年以上継続して雇用されることが見込まれる者 アルバイト 反復継続して就労せず、その者の受ける賃金が家計の補助的なものは被保険者の対象にならない 高年齢労働者 65歳に達した日以後に新たに雇用される者は、原則として被保険者とならない								
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">雇用保険率</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th colspan="2">被保険者</th> </tr> <tr> <td>一般の事業</td> <td>11.5/1000</td> <td>8/1000</td> </tr> <tr> <td>農林水産の事業</td> <td>12.5/1000</td> <td>9/1000</td> </tr> </table> 17.4.1現在 牛馬育成・養鶏・酪農・養豚の事業、園芸サービスの事業については「一般の事業」	雇用保険率				事業主	被保険者		一般の事業	11.5/1000	8/1000	農林水産の事業	12.5/1000
雇用保険率														
事業主	被保険者													
一般の事業	11.5/1000	8/1000												
農林水産の事業	12.5/1000	9/1000												
退職 金 制 度	事業主等	任意 (小規模企業 共済等)	任意 (小規模企業 共済等)			小規模企業共済 【加入資格】常時従事する従業員(家族や臨時従業員を除く)が20人以下の個人事業主と会社の役員								
	従業員	任意(中小企業退職金共済等)		中小企業退職金共済 【加入資格】一般業種(製造・建設等)にあつては常用従業員300人以下又は資本・出資金3億円以下、卸売業にあつては100人以下又は1億円以下、サービス業にあつては100人以下又は5千万円以下、小売業にあつては50人以下又は5千万円以下の企業。ただし、個人企業及び公益法人の場合は、常用従業員数による										
就業 規 則		従業員10人以上: 作成義務あり (" 10人未満: 作成義務なし)												

注1) 事業主等とは、個人の場合は個人事業主を、法人の場合は事業主等であっても法人から報酬(給与)を得ている(使用されている)ものとして整理をしている。
 2) ()内は任意、他は強制(当然)適用。
 3) 「暫定任意適用」とは、農林水産の事業のうち、常時使用労働者数が5人未満の個人経営の事業(「暫定任意適用事業」)に適用。
 4) 相談窓口等は、厚生年金、健康保険は社会保険事務所、労災保険は労働基準監督署、雇用保険はハローワーク、退職金制度は独立行政法人中小企業基盤整備機構等。

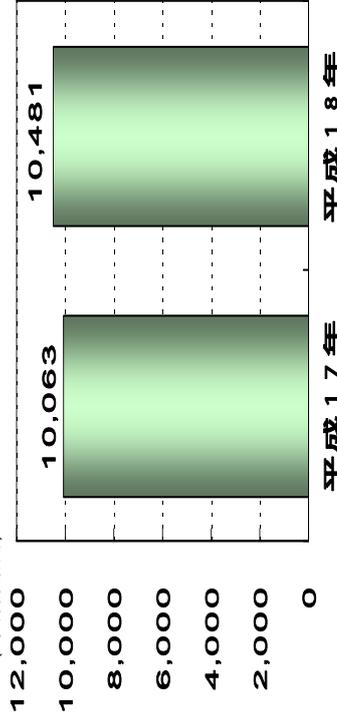
集落営農の現状

(1) 集落営農の実態

集落営農数の推移(全国)

平成18年5月の集落営農数は10,481で、平成17年に比べ4.2%増加した。

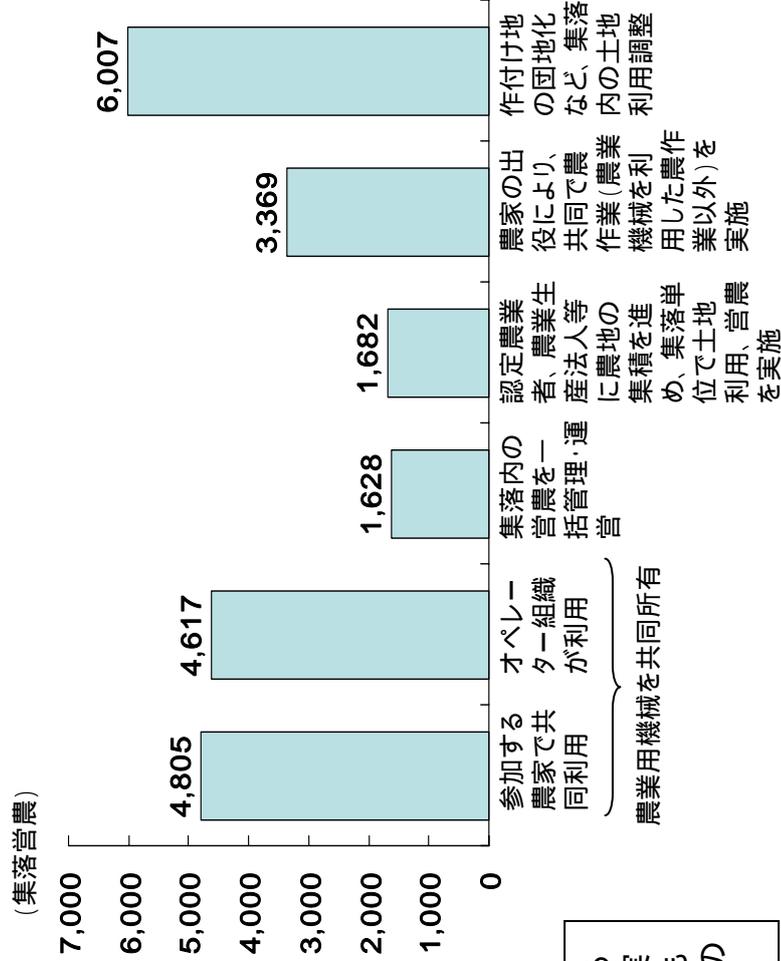
集落営農数
(集落営農)



集落営農の活動内容

「作付け地の団地化など土地利用調整」を行う集落営農が最も多く57.3%、次いで「農業用機械を共同所有し、参加する農家で共同利用」が45.8%、「農業用機械を共同所有し、オペレーター組織が利用している」が4.1%となっている。
なお、担い手として期待される「集落内の営農を一括管理・運営をしている集落営農」は15.5%で、前年に比べ10.0%増加している。

集落営農の活動内容別集落営農数(全国) - 複数回答 -

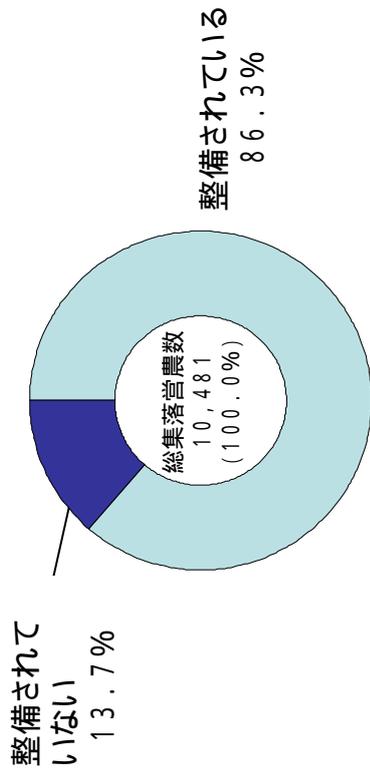


(注) 「集落営農」とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農(農業用機械の所有のみを共同で行う取組を行うもの及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。)をいう。

規約・定款の整備状況

規約・定款等文書による取り決めの整備状況をみると、86.3%の集落営農で整備されている。

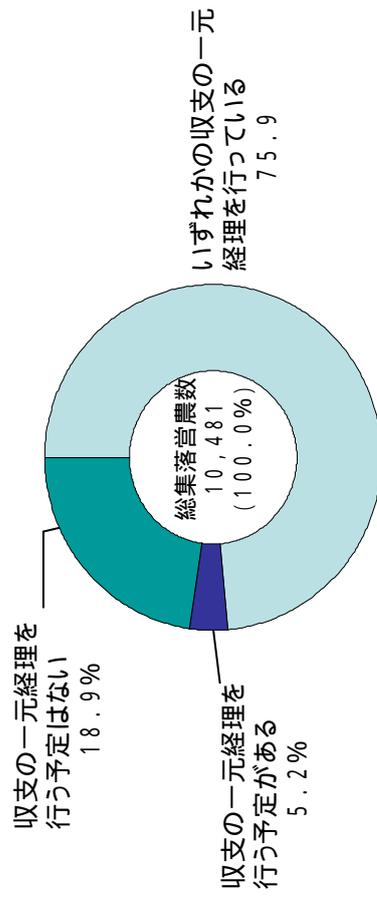
規約・定款の整備状況(全国)



収支の一元経理の状況

いずれかの収支の一元経理を行っている集落営農の割合は75.9%となっており、このうち「生産物の出荷・販売」に係る収支の一元経理を行っている集落営農は31.7%となっている。また、現在は一元経理を行っていないが、今後行う予定があるものは5.2%となっており、既にいずれかの収支の一元経理を行っているものと合わせると8割を占める。

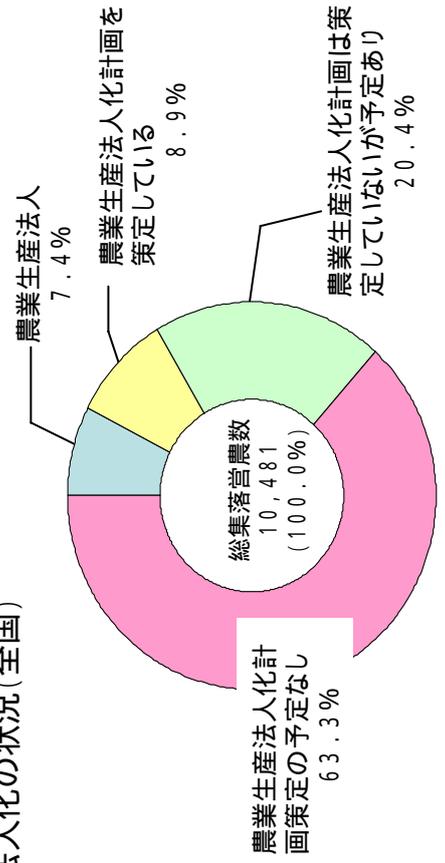
収支の一元経理の状況(全国)



農業生産法人化の状況

既に農業生産法人化している集落営農の割合は7.4%となっている。一方、農業生産法人化計画を策定しているものが8.9%、策定する予定があるものが20.4%となっており、既に農業生産法人となっているものと合わせると、全体の36.7%となる。

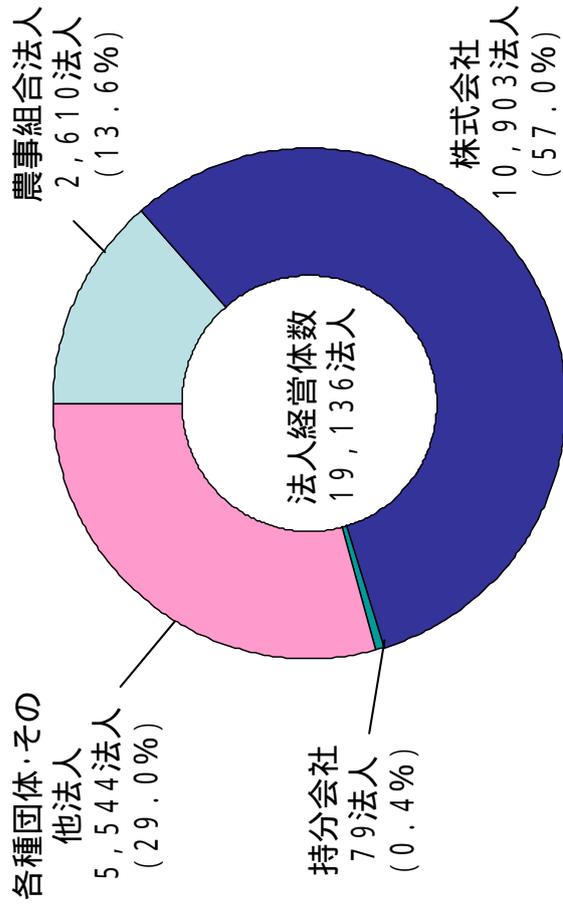
法人化の状況(全国)



法人経営体が採用する法人形態の傾向

法人化している農業経営体の57%は株式会社(特例有限会社を含む)が占めている。一方、協業経営体である農事組合法人と持分会社の割合は14%に止まっている。

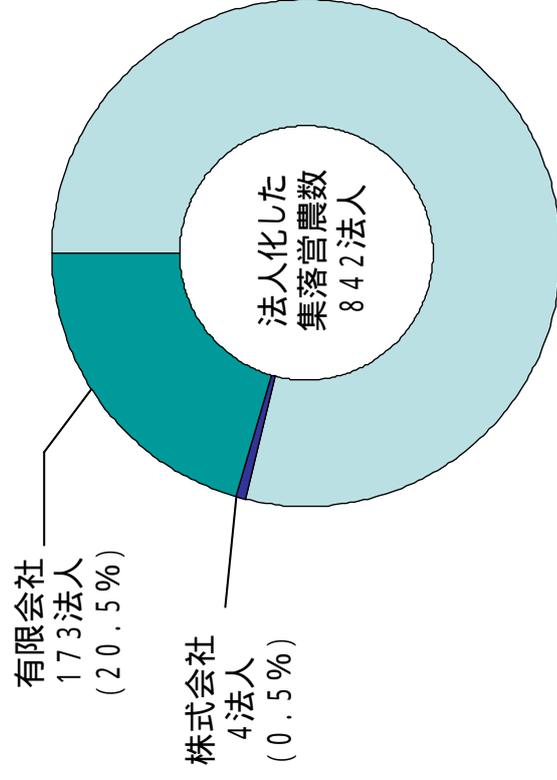
形態別法人経営体数(2005年農林業センサス)



集落営農が採用する法人形態の傾向

法人化した集落営農のうち、8割近くが、構成員の共同の利益の増進を目的とした協業経営体である農事組合法人を採用している。一方、営利を目的とした会社形態(有限・株式)を採用している集落営農は2割に止まっている。

法人化した集落営農の内訳(法人形態別)



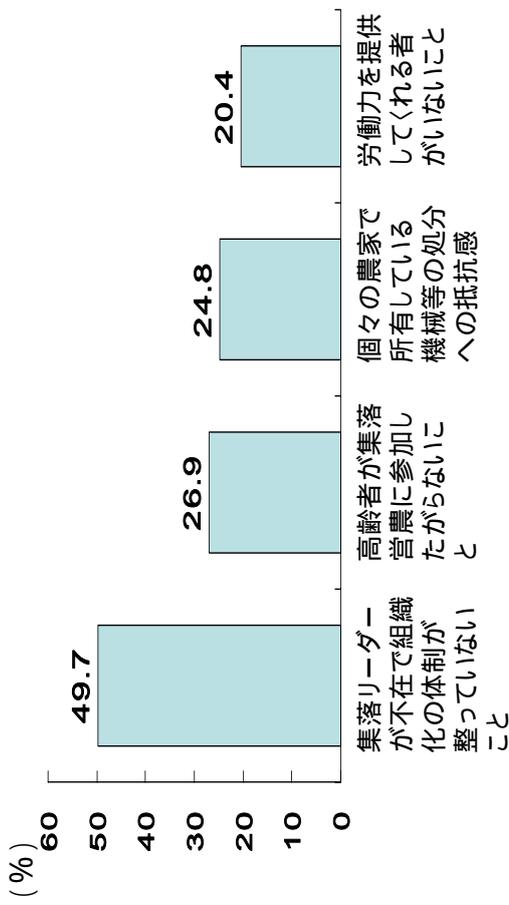
(2) 集落営農に関する意識

集落営農の組織化・法人化に当たっての問題点

集落営農の組織化・法人化に当たって、どのようなことが問題(障害)になるかについては、「集落リーダーが不在で組織化の体制が整っていない」との回答が約5割。

集落の農業の担い手育成に関する意識調査結果(平成18年5月～6月)
(調査対象者:「集落営農がない集落の代表者」3,000名)

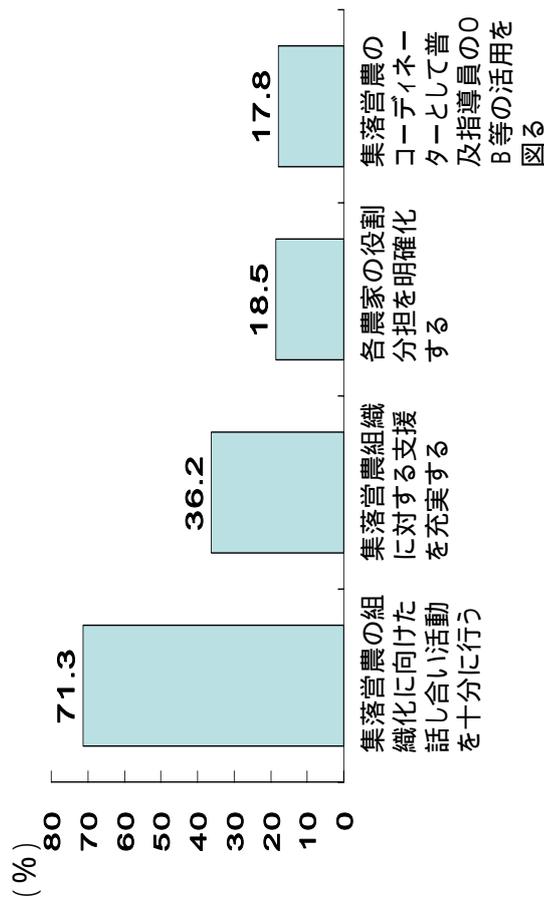
集落営農の組織化・法人化に当たっての問題点(複数回答)



集落営農の組織化・法人化に必要な取組

担い手の一つである集落離農の組織化・法人化に向けた取組を行う必要があると回答した者のうち、7割以上の者が、組織化・法人化を進めるには「集落営農の組織化に向けた話し合い活動を十分に行う」ことが必要と回答。

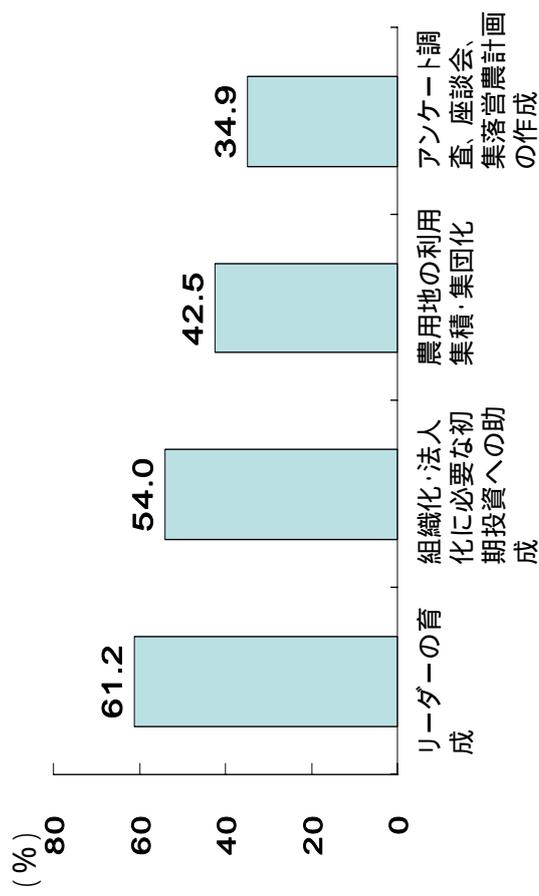
集落営農の組織化・法人化に向けた取組(複数回答)



集落営農の組織化・法人化に必要な支援

集落営農の組織化・法人化に向けた取組への支援（複数回答）

集落営農の組織化・法人化を進めるために必要な取組として、「集落営農組織に対する支援を充実する」と回答した者のうち、約6割が「リーダーの育成」への支援が必要と回答。



(3) 集落営農の事例

集落営農の組織化に至る期間

集落営農の組織化に至るまでに要した期間は、長いものでは10年以上にもなるが、1年以内に組織化するものもあり、平均するとおおむね4年程度である。

集落営農の契機

集落営農の組織化の契機となった出来事としては、
ほ場整備の実施や完了、
行政等の指導
集落の農業への危機感
担い手不足による生産組織の解散
等がある。

集落営農の組織化の事例(108団体を調査、H17年4～5月)

事例(抜粋)

青森県 ライスロマンクラブ

平成に入り、水稲生産組合への加入農家の減少、オペレーター不足、機械更新の経費負担の増大等により、平成7年に1つの組合が解散。他の組合も同様の問題を抱えていた。生産組合、農協、普及指導センター等が協議し、平成9年度に相馬村組織再編プロジェクトチームを発足。2年間の協議を経て、平成11年3月、村内全域を対象として水稲生産組合を一本化。

宮城県 相川実践集団機械利用組合

昭和61年、ほ場整備が完了した後、集落内転作のまとめ役として、平成2年に農用地利用改善団体を設立。
ライスセンター建設を契機に、平成5年4月、農作業受託組織として、本組合を設立。平成16年には特定農業団体の認定を受けける。

滋賀県 西老蘇営農組合

平成11年4月、ほ場整備完了を機に、農地の利用等について意向調査を実施。耕作委託意向が6割を超えたため、同年8月、集落営農検討委員会を設置し、再度意向調査を実施。調査結果を全戸に説明。
平成12年11月、委員会を解散し、集落営農設立委員会を発足。平成13年1月協業経営組織として本組合を設立。

島根県 ルーラルいなもち営農組合

平成12年、ほ場整備がスタート。担い手へ農地を一定面積集積すれば補助率が上がるタイプの事業であったこと、個別農家による機械投資が困難であったことから、集落の農家9戸で組織化プロジェクトチームを作り、協議を重ねた。
平成16年2月に組合設立。ほ場整備済農地の5割について集積。18年には法人化を予定。